

令和5年度 石川県農業活性化協議会 第1回通常総会

日 時：令和5年6月2日（金）

14：30～

場 所：石川県農業会館6階「大会議室」

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 情勢報告

4. 議事録署名人選出

5. 議 事

議案1

令和4年度 事業報告及び収支決算について

議案2

令和5年度 事業計画及び収支予算について

議案3

令和5年度 水田収益力強化ビジョンについて

6. その他

報告事項1

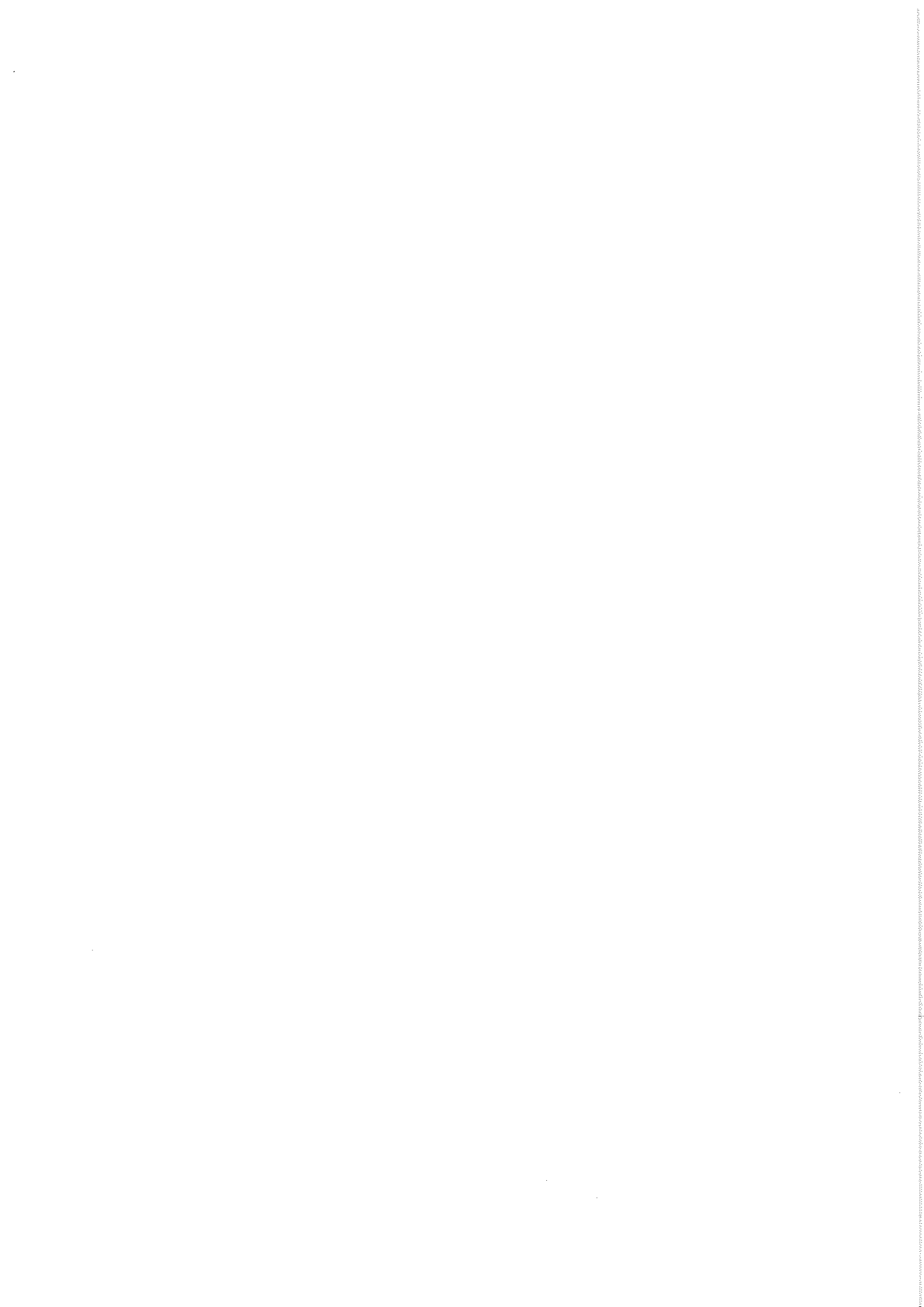
水田園芸の推進について（石川県）

報告事項2

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業（旧リノベ事業）
の採択状況について

7. 閉 会

情勢報告資料



令和5年産に向けた水田農業の取組方針 (ver.5.12)

農林水産省農産局企画課

水田農業対策室

令和5年5月

主食用米等の令和4/5年及び令和5/6年の需給見通し(令和5年3月公表 基本指針)

【令和4/5年の主食用米等の需給見通し】

	(単位:万トン)
令和4年6月末民間在庫量	A 218
令和4年産主食用米等生産量	B 670
令和4/5年主食用米等供給量計 C=A+B	888
令和4/5年主食用米等需要量	D 691 ~ 697
令和5年6月末民間在庫量 E=C-D	191 ~ 197

令和2年産米のコロナ影響緩和と特別対策(特別枠)を除いた場合の見通し
 209 <<9>>
 平年作:669万トン
 879 <<9>>
 182~188 <<9>>

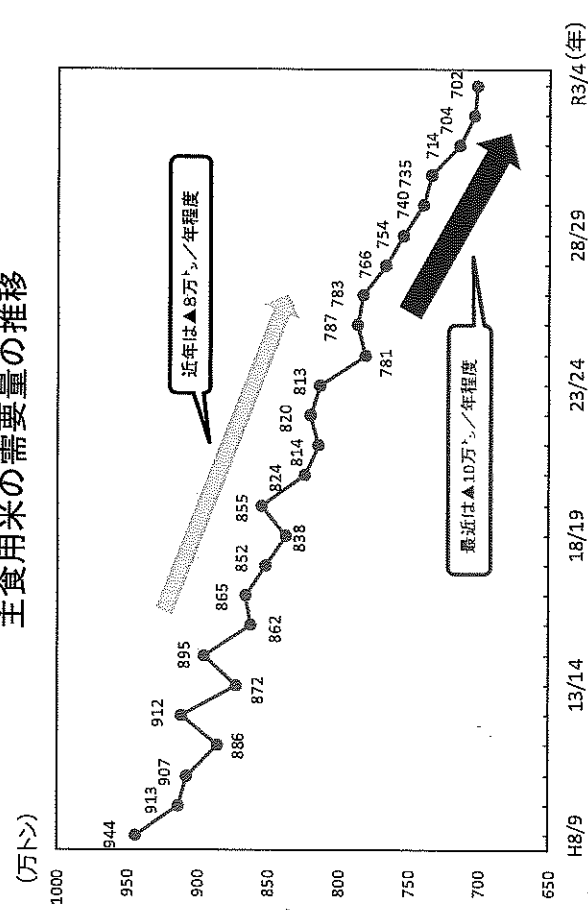
R4年度と同程度の作付転換が必要

【令和5/6年の主食用米等の需給見通し】

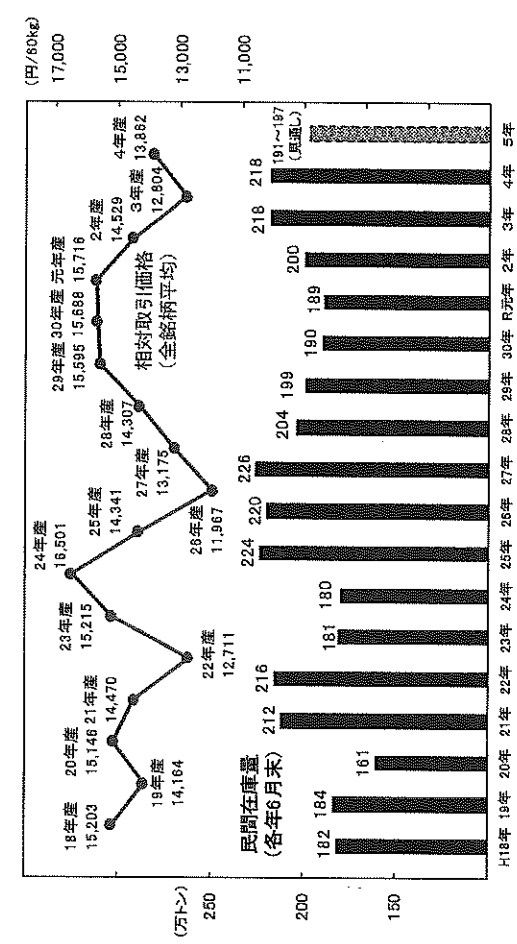
	(単位:万トン)
令和5年6月末民間在庫量	E 191 ~ 197
令和5年産主食用米等生産量	F 669
令和5/6年主食用米等供給量計 G=E+F	860 ~ 866
令和5/6年主食用米等需要量	H 680
令和6年6月末民間在庫量 I=G-H	180 ~ 186

注1: 主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和と特別対策(特別枠)の販売動向等によって、今後、変動する可能性がある。
 注2: 欄外の記載は、コロナ影響緩和と特別対策(特別枠)に取り組み令和2年産米を除いた場合の見通しであり、<< >>書きは特別枠に係る取組数量。
 注3: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の需要量の推移



相対取引価格と民間在庫量の推移



注: 相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで(令和4年度は出回りから5年4月までの速報値)の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

令和3年産、4年産における作付転換の状況

- 令和4年産の主食用米の作付面積は、前年比で約5.2万haの減少。
- そのうち飼料用米への転換が2.6万ha(全体の約5割)を占め、麦・大豆等の品目への転換は伸び悩み。

	戦略作物等 (万ha)										
	主食用米	備蓄米	新規需要米				戦路作物等			大豆	その他 (飼料作物、そば・なたね)
			加工用米	飼料用米	WCS (稲発酵粗飼料稲)	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	麦			
R2年産	136.6	3.7	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2
	▲6.3		+0.2	+4.5	+0.1	+0.1	+0.1	+0.1	+0.4	±0	±0
R3年産	130.3	3.6	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	0.7	10.2	8.5	10.2
			+0.2	+2.6	+0.4	+0.1	+0.1	+0.1	+0.5	+0.3	▲0.3
R4年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	0.7	10.6	8.9	9.9

注1:加工用米及び新規需要米(飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米)は取組計画の認定面積。

注2:備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

注3:麦、大豆、その他(飼料作物、そば、なたね)は都道府県再生協議会等に聞き取った面積。(基幹作)

水田における作付意向について(令和5年産第1回中間的取組状況(令和5年1月末時点))①

- ・ 4年産実績との比較による各都道府県の主食用米の作付意向は、1月末時点では、減少傾向12県、前年並み35県、増加傾向0県。
- ・ 戦略作物については、麦、大豆で「前年より増加傾向」としている県が多い一方、飼料用米や加工用米では「前年並み」としている県が多い。
- ・ 農林水産省としては、各産地・生産者が、今回の公表結果を参考に、需要に応じた生産・販売に向けた取組をより一層進めていくよう促していく。

【令和5年産米等の作付意向（前年産実績との比較、令和5年1月末時点）】

下段〔 〕は前年同時期の作付意向

	主食用米		戦略作物						備蓄米	
	加工用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 〔 稲発酵粗 飼料用稲 〕	麦	大豆			
前年より 増加傾向	15県 〔16県〕	18県 〔20県〕	16県 〔22県〕	11県 〔32県〕	20県 〔17県〕	23県 〔24県〕	16県 〔24県〕	6県 〔7県〕		
前年並み	27県 〔21県〕	18県 〔11県〕	24県 〔18県〕	25県 〔13県〕	21県 〔26県〕	14県 〔12県〕	15県 〔13県〕	22県 〔18県〕		
前年より 減少傾向	2県 〔7県〕	3県 〔7県〕	5県 〔5県〕	10県 〔0県〕	4県 〔2県〕	8県 〔9県〕	14県 〔8県〕	5県 〔7県〕		

注1：令和5年産の意向（増加傾向、前年並み傾向、減少傾向）は、4年産実績との比較。
 2：比較している主食用米の4年産実績は、令和4年12月統計部公表の主食用作付面積。
 3：加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲の4年産実績は、取組計画認定面積。
 4：麦・大豆の4年産実績は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。
 5：備蓄米の4年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。

水田における作付意向について(令和5年産第1回中間的取組状況(令和5年1月末時点))②

都道府県	主食用米		戦略作物												備蓄米		
	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	加工用米	新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲殻製飼料用稲)		麦		大豆		4年産実績	5年産意向 (対前年実績)
				4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)		
全国計	125.1万	→	49,785	7,248	8,403	142,055	48,404	106,275	88,568	36,479	→	→	→	→	→	→	→
北海道	82,500	→	6,804	1,359	92	7,094	900	37,248	19,246	2,707	↘	↘	↘	↘	↘	↘	↘
青森	33,900	→	924	293	6	9,085	767	554	4,758	4,513	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
岩手	43,700	↘	1,361	345	76	5,830	2,234	3,325	4,073	653	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
宮城	57,000	→	653	727	155	10,416	2,672	1,727	10,128	2,155	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
秋田	69,100	→	8,820	380	429	5,279	1,172	165	8,610	3,714	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
山形	52,700	→	4,715	373	119	5,236	1,115	85	4,621	3,620	↘	↘	↘	↘	↘	↘	↘
福島	51,900	→	382	82	13	12,631	1,078	291	786	5,408	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
茨城	58,300	→	987	452	59	14,375	603	4,221	592	207	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
栃木	46,100	↘	1,807	44	1,448	15,716	2,012	6,855	635	1,384	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
群馬	12,400	→	1,439	0	372	1,575	584	2,112	114	111	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
埼玉	27,400	→	166	45	851	3,771	136	2,050	393	92	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
千葉	45,500	→	1,444	12	131	10,706	1,129	435	273	706	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
東京	115	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	2,880	→	-	-	-	11	0	3	7	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟	99,900	→	7,627	1,513	2,295	4,578	433	125	3,907	4,558	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
富山	31,300	→	1,166	363	249	2,149	457	3,047	3,751	2,393	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
石川	20,700	→	448	43	378	1,767	109	1,017	977	1,488	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
福井	21,600	→	273	141	192	2,078	121	5,023	108	1,257	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
山梨	4,690	→	67	-	28	21	16	63	101	-	-	-	-	-	-	-	-
長野	29,800	→	631	174	24	512	245	2,552	646	232	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
岐阜	20,000	→	493	19	58	3,712	252	3,590	365	94	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
静岡	15,000	→	79	1	6	1,191	317	241	51	4	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
愛知	25,200	→	448	44	53	2,450	179	5,280	251	165	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗
三重	25,200	→	171	33	95	2,497	284	6,880	163	53	↗	↗	↗	↗	↗	↗	↗

(注1) 主食用米、戦略作物及び備蓄米の「5年産意向(対前年実績)」は、4年産実績と比較し、「↑:増加傾向」「→:前年並み」「増減1%以内」「↓:減少傾向」「1%超減少」で分類。
(注2) 主食用米の「4年産実績」は、4年12月統計部公表の主食用作付面積。
(注3) 加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲の「4年産実績」は、取組計画認定面積。麦・大豆の「4年産実績」は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。
(注4) 備蓄米の「4年産実績」は、地域農業再生協議会が把握した面積。

水田における作付意向について(令和5年産第1回中間的取組状況(令和5年1月末時点))③

都道府県	主食用米		戦略作物												備蓄米			
	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	加工用米 4年産実績	加工用米 5年産意向 (対前年実績)	新市場開拓用米 (輸出用米等) 4年産実績	新市場開拓用米 5年産意向 (対前年実績)	米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲壳製餌原料用稲)		麦		大豆		4年産実績	5年産意向 (対前年実績)
							4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)	4年産実績	5年産意向 (対前年実績)		
滋賀	27,700	→	685	→	209	↗	56	↗	2,090	→	293	↘	7,851	→	465	↗	266	↘
京都	13,400	↘	564	↗	22	↗	10	↗	140	↗	135	↗	281	↗	282	↗	-	-
大阪	4,540	↘	0	→	-	-	5	→	6	→	-	-	2	→	7	→	-	-
兵庫	32,800	→	707	→	190	→	35	↗	761	↗	940	→	1,874	↗	1,713	→	-	-
奈良	8,350	→	14	→	-	-	45	→	64	→	39	→	61	→	24	→	-	-
和歌山	5,980	→	-	-	-	-	1	→	3	→	3	↗	4	↘	13	↘	-	-
鳥取	12,000	→	22	→	20	→	1	→	837	→	365	→	65	→	612	→	79	→
島根	16,100	↘	294	↘	2	→	6	↗	866	→	630	↗	261	↗	607	→	26	→
岡山	27,100	→	308	→	158	→	131	→	2,002	→	415	↗	1,189	↘	1,163	↘	178	→
広島	21,100	↘	351	→	25	→	129	↘	518	→	614	↗	315	↗	249	↗	4	→
山口	16,600	→	979	→	65	→	38	→	1,109	→	347	↗	703	↗	825	→	-	-
徳島	9,640	↘	20	→	40	↗	11	→	1,017	↗	227	→	54	↗	8	→	245	↗
香川	10,800	↘	47	↗	5	↗	8	↘	162	↗	172	↗	1,255	↗	60	↘	41	↘
愛媛	13,000	→	29	↗	-	-	6	→	299	↗	184	↗	432	→	344	↗	-	-
高知	10,600	→	78	→	5	↘	22	→	1,079	→	284	→	5	→	63	→	2	→
福岡	32,800	→	224	↘	9	↗	334	↗	2,482	→	1,837	↗	1,178	↗	7,806	↗	14	↗
佐賀	22,300	→	397	→	5	→	35	→	821	→	2,000	→	2,275	↘	5,474	↗	43	→
長崎	10,400	↘	7	→	5	→	5	→	121	→	1,384	→	98	↘	285	↗	-	-
熊本	30,200	↘	668	→	19	→	359	→	1,672	→	8,519	→	784	→	2,127	↗	45	→
大分	18,800	↘	114	↗	-	↗	16	→	1,802	→	2,589	→	612	↗	1,338	↘	18	→
宮崎	13,400	→	1,909	→	23	→	17	↗	687	↗	6,933	→	18	↗	221	↘	-	-
鹿児島	16,600	↘	1,432	→	1	→	14	→	835	↗	3,667	→	72	↗	325	→	-	-
沖縄	604	→	33	→	-	-	2	→	1	→	12	→	-	-	-	-	-	-

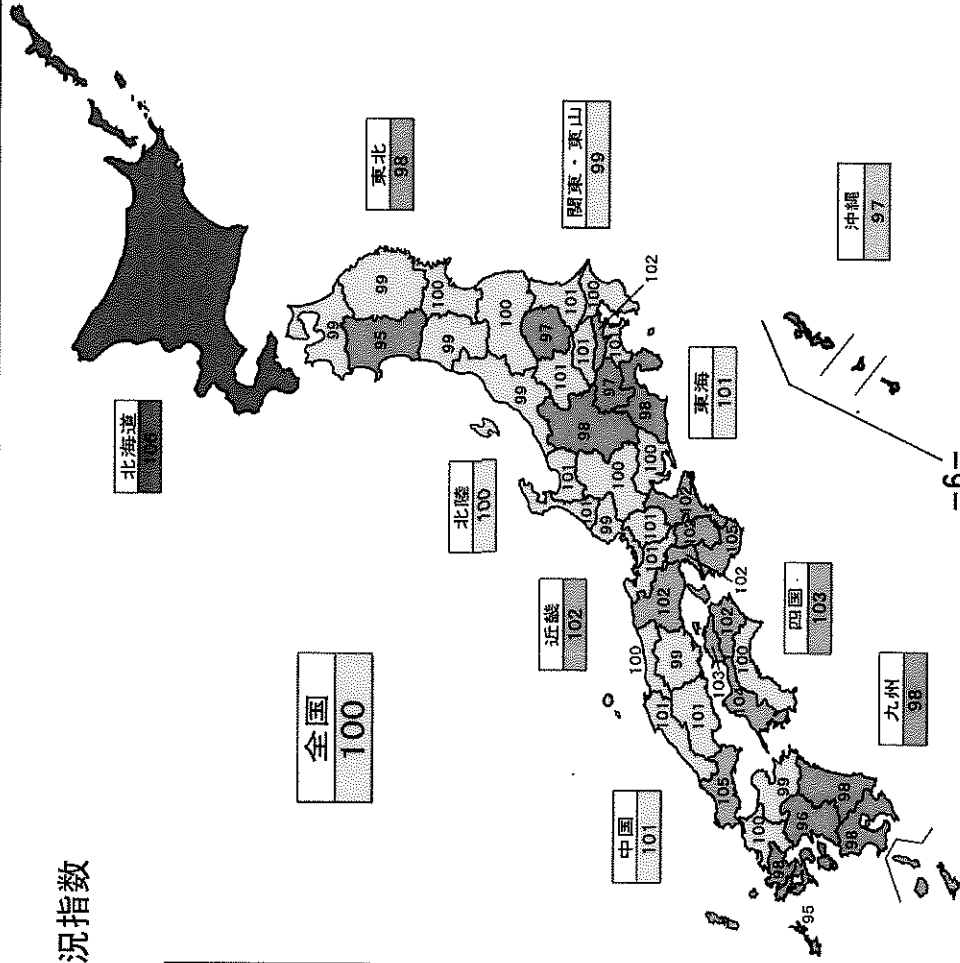
(注1) 主食用米、戦略作物及び備蓄米の「5年産意向(対前年実績)」は、4年産実績と比較し、「↗:増加傾向」「↘:減少傾向」「→:前年並み」(増減1%以内)、「↖:増減1%以上」(1%超増減)で分類。
(注2) 主食用米の「4年産実績」は、4年12月統計部公表の主食用作付面積。
(注3) 加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲の「4年産実績」は、取組計画認定面積。麦・大豆の「4年産実績」は、地域農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。
(注4) 備蓄米の「4年産実績」は、地域農業再生協議会が把握した面積。

令和4年産水稲の収穫量

- 令和4年産水稲の作付面積（子実用）は135万5,000haで、前年産に比べ4万8,000ha減少した。うち主食用作付面積は125万1,000haで、前年産に比べ5万2,000ha減少した。
- 全国の10a当たり予想収量は536kgが見込まれる。
- 以上の結果、収穫量（子実用）は726万9,000tで、前年産に比べ29万4,000tの減少が見込まれる。このうち、主食用の収穫量は670万1,000tで、前年産に比べ30万6,000tの減少が見込まれる。
- なお、農家等が使用しているふるい目幅ベースの全国の作況指数は100となる見込み。

全国農業地域・都道府県別作況指数

作柄の良否（作況指数）
良 (106以上)
やや良 (105～102)
平年並み (101～99)
やや不良 (98～95)



米の販売数量及び民間在庫の推移(令和5年3月)

- 主食用米の需要が1人当たりの消費量や人口減少等の影響により毎年約10万トン(約1.4%)程度減少すると見込まれる中、直近1年間(令和4年1月~12月)の対前年比は、小売事業者向けで▲2%、中食・外食事業者向けは+4%となっており、販売数量の計では+1%となっている。
- 令和5年3月末現在の全国の民間在庫は、出荷・販売段階の計で対前年同月比▲19万トンの251万トンとなっており、出荷段階は対前年同月比▲21万トンの205万トン、販売段階は対前年同月比+2万トンの46万トン

【米穀販売事業者における販売数量の動向(前年同月比)】

	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月~12月計	5年1月	2月	3月
小売事業者向け	97%	95%	99%	99%	97%	100%	96%	98%	97%	98%	100%	102%	98%	100%	101%	98%
(※令和元年との比較)	(105%)	(102%)	(103%)	(100%)	(101%)	(102%)	(98%)	(104%)	(98%)	(97%)	(99%)	(104%)	(101%)	(104%)	(103%)	(102%)
中食・外食事業者向け	105%	101%	101%	103%	106%	104%	101%	109%	109%	104%	100%	100%	104%	103%	107%	103%
(※令和元年との比較)	(90%)	(88%)	(92%)	(94%)	(93%)	(96%)	(92%)	(93%)	(98%)	(95%)	(94%)	(96%)	(94%)	(93%)	(94%)	(94%)
販売数量計	101%	98%	100%	101%	101%	102%	98%	103%	102%	101%	100%	101%	101%	101%	104%	100%
(※令和元年との比較)	(97%)	(95%)	(98%)	(97%)	(97%)	(99%)	(95%)	(98%)	(98%)	(96%)	(97%)	(100%)	(98%)	(99%)	(99%)	(98%)

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1:報告対象業者は、年間玄米仕入数量50,000トン以上の販売事業者(年間取扱数量約150万トン(令和4年産主食用米等の生産量670万トンの約2割))である。

注2:上記の数値については、報告対象業者が販売している精米の全体の価格・数量の動向を指数化したものであり、個別の取引や産地銘柄毎の動向を表すものではない。

注3:速報値であるため、公表後の数値修正が生じる場合がある。

注4:令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、各月ごとの消費動向に大きな変動が生じていることから、参考として令和元年(4月までは平成31年)の同月との比較をした値を記載。

【購入数量の推移(家計調査)】

	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	4年1月~12月計	5年1月	2月
購入数量	3.95	4.14	4.65	4.54	4.38	4.28	4.35	4.35	6.03	7.24	4.59	4.85	57.38	57.38	3.72	4.06
前年比	100.8%	100.5%	93.2%	94.4%	89.8%	90.5%	100.7%	85.5%	96.3%	97.6%	89.6%	92.9%	94.4%	94.4%	94.2%	98.1%

(単位:Kg.%)

資料:総務省「家計調査」家計收支編 二人以上の世帯

【民間在庫量の推移(出荷+販売段階)】

	当年7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	2月	3月	4月	5月	6月
3/4年	138	118	214	330	351	349	326	299	270	238	204	172
出荷+販売段階	106	90	178	277	298	296	279	256	226	196	169	139
出荷段階	32	28	36	53	53	53	46	43	44	42	35	32
出荷+販売段階	142	122	200	313	330	329	307	281	251	219	196	172
対前年差	+3	+4	▲14	▲17	▲21	▲20	▲19	▲18	▲19	▲21	▲21	▲21
出荷段階	116	97	166	263	278	277	260	236	205	172	147	119
対前年差	+10	+8	▲12	▲14	▲20	▲19	▲19	▲20	▲21	▲21	▲21	▲21
販売段階	26	25	33	50	52	52	47	45	46	46	46	46
対前年差	▲6	▲4	▲3	▲3	▲1	▲1	+1	+1	+2	+2	+2	+2

(単位:万玄米トン)

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1:水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

注2:報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入数量が500トン以上)、米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

注3:期間については、4/5年であれば、令和4年7月~5年6月である。

産地別民間在庫の状況(令和5年3月)

(単位:千玄米トン)

	4年		5年		5年		5年		5年	
	2月 ① (千玄米トン)	3月 ② (千玄米トン)	2月 ③ (千玄米トン)	3月 ④ (千玄米トン)	2月 ⑤ (千玄米トン)	3月 ⑥ (千玄米トン)	対前年 同月差 ⑦=⑥-② (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑧=⑥/② (%)	対前年 同月差 ⑨=③-① (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑩=③/① (%)
北海道	350.1	316.6	295.8	▲54.3	▲15.5%	268.7	▲47.9	▲15.1%	▲4.5	+0.9%
青森	131.4	118.8	125.1	▲6.3	▲4.8%	112.3	▲6.6	▲5.5%	▲0.6	+6.9%
岩手	149.0	136.9	131.8	▲17.3	▲11.6%	117.0	▲19.9	▲14.5%	▲0.5	+36.1%
宮城	200.9	187.1	172.3	▲28.6	▲14.3%	154.5	▲32.7	▲17.5%	▲2.1	+6.2%
秋田	250.4	222.5	205.3	▲45.1	▲18.0%	178.4	▲44.0	▲19.8%	▲2.6	+33.9%
山形	192.5	167.8	168.1	▲24.4	▲12.7%	155.3	▲12.5	▲7.5%	▲1.3	+109.8%
福島	158.3	140.3	146.9	▲11.3	▲7.2%	131.7	▲8.6	▲6.1%	▲5.2	▲18.5%
茨城	114.9	100.7	116.9	+2.1	+1.8%	104.8	+4.1	+4.1%	▲0.9	▲3.6%
栃木	173.9	169.8	147.7	▲26.2	▲15.1%	136.6	▲33.2	▲19.6%	+0.0	▲0.1%
群馬	17.0	15.7	27.0	+10.0	+58.6%	24.1	+8.4	+53.2%	+1.3	+4.3%
埼玉	36.1	32.9	36.0	▲0.1	▲0.4%	30.4	▲2.5	▲7.6%	+4.6	+16.6%
千葉	73.2	64.0	55.4	▲17.8	▲24.3%	47.8	▲16.2	▲25.3%	+0.7	▲9.0%
東京	0.0	0.0	0.0	+0.0	-	0.0	+0.0	-	▲7.7	▲35.4%
神奈川	1.6	1.4	1.9	+0.4	+23.5%	1.8	+0.4	+25.1%	+4.3	+45.0%
山梨	4.1	3.1	4.4	+0.3	+6.2%	4.0	+0.9	+29.4%	+0.2	+2.3%
長野	59.6	53.8	61.1	+1.5	+2.5%	54.2	+0.4	+0.8%	+4.1	+7.5%
静岡	13.1	11.4	15.2	+2.1	+16.5%	13.1	+1.8	+15.7%	+0.8	+2.8%
新潟	215.9	187.0	220.3	+4.4	+2.1%	193.6	+6.6	+3.5%	▲0.8	▲2.8%
富山	81.8	72.0	80.7	▲1.1	▲1.4%	68.9	▲3.2	▲4.4%	▲1.0	▲11.1%
石川	55.0	50.2	57.0	+2.0	+3.7%	51.1	+0.9	+1.8%	+0.4	+1.0%
福井	48.1	41.9	44.6	▲3.5	▲7.2%	37.6	▲4.3	▲10.2%	+0.5	+3.4%
岐阜	26.3	24.7	29.9	+3.6	+13.5%	27.4	+2.7	+10.9%	▲0.1	▲1.3%
愛知	32.7	28.7	34.0	+1.3	+4.1%	29.8	+1.1	+3.7%	+3.0	+15.3%
三重	33.3	29.8	30.7	▲2.6	▲7.7%	26.4	▲3.4	▲11.4%	▲0.1	▲36.9%
全国	299万ト	270万ト	281万ト	▲18万ト	▲6.1%	251万ト	▲48万ト	▲16.1%	▲19万ト	▲7.1%

	4年		5年		5年		5年		5年	
	2月 ① (千玄米トン)	3月 ② (千玄米トン)	2月 ③ (千玄米トン)	3月 ④ (千玄米トン)	2月 ⑤ (千玄米トン)	3月 ⑥ (千玄米トン)	対前年 同月差 ⑦=④-① (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑧=④/① (%)	対前年 同月差 ⑨=③-① (千玄米トン)	対前年 同月比 ⑩=③/① (%)
滋賀	51.8	47.8	50.2	▲1.5	▲2.9%	48.3	+0.4	+0.9%	+0.4	+0.9%
京都	10.1	8.8	10.6	+0.6	+5.5%	9.4	+0.6	+6.9%	+0.6	+6.9%
大阪	1.5	1.4	2.1	+0.6	+37.5%	1.9	+0.5	+36.1%	+0.5	+36.1%
兵庫	35.8	33.6	38.5	+2.7	+7.6%	35.7	+2.1	+6.2%	+2.1	+6.2%
奈良	8.6	7.5	11.1	+2.5	+29.3%	10.1	+2.6	+33.9%	+2.6	+33.9%
和歌山	0.9	1.1	2.5	+1.6	+173.6%	2.4	+1.3	+109.8%	+1.3	+109.8%
鳥取	31.1	27.9	26.5	▲4.6	▲14.7%	22.8	▲5.2	▲18.5%	▲5.2	▲18.5%
島根	27.3	24.5	27.0	▲0.3	▲1.2%	23.6	▲0.9	▲3.6%	▲0.9	▲3.6%
岡山	38.1	37.6	38.4	+0.2	+0.6%	37.5	+0.0	▲0.1%	+0.0	▲0.1%
広島	33.1	30.3	36.8	+3.8	+11.4%	31.6	+1.3	+4.3%	+1.3	+4.3%
山口	30.0	27.8	35.9	+5.9	+19.6%	32.4	+4.6	+16.6%	+4.6	+16.6%
徳島	9.2	7.6	8.2	▲1.0	▲10.9%	6.9	▲0.7	▲9.0%	▲0.7	▲9.0%
香川	23.2	21.9	15.9	▲7.3	▲31.4%	14.1	▲7.7	▲35.4%	▲7.7	▲35.4%
愛媛	10.4	9.5	14.5	+4.1	+39.7%	13.7	+4.3	+45.0%	+4.3	+45.0%
高知	7.9	6.9	8.6	+0.8	+9.5%	7.1	+0.2	+2.3%	+0.2	+2.3%
福岡	60.5	54.7	66.5	+6.0	+9.9%	58.8	+4.1	+7.5%	+4.1	+7.5%
佐賀	29.7	27.6	31.0	+1.3	+4.2%	26.8	▲0.8	▲2.8%	▲0.8	▲2.8%
長崎	9.3	9.0	9.0	▲0.2	▲2.5%	8.0	▲1.0	▲11.1%	▲1.0	▲11.1%
熊本	43.5	39.8	46.7	+3.2	+7.3%	40.2	+0.4	+1.0%	+0.4	+1.0%
大分	17.9	15.9	18.4	+0.4	+2.5%	16.4	+0.5	+3.4%	+0.5	+3.4%
宮崎	12.7	11.5	13.3	+0.6	+5.0%	11.4	▲0.1	▲1.3%	▲0.1	▲1.3%
鹿児島	21.3	19.5	23.2	+1.9	+8.8%	22.5	+3.0	+15.3%	+3.0	+15.3%
沖縄	0.2	0.2	0.1	▲0.1	▲30.1%	0.1	▲0.1	▲36.9%	▲0.1	▲36.9%
全国	299万ト	270万ト	281万ト	▲18万ト	▲6.1%	251万ト	▲48万ト	▲16.1%	▲19万ト	▲7.1%

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

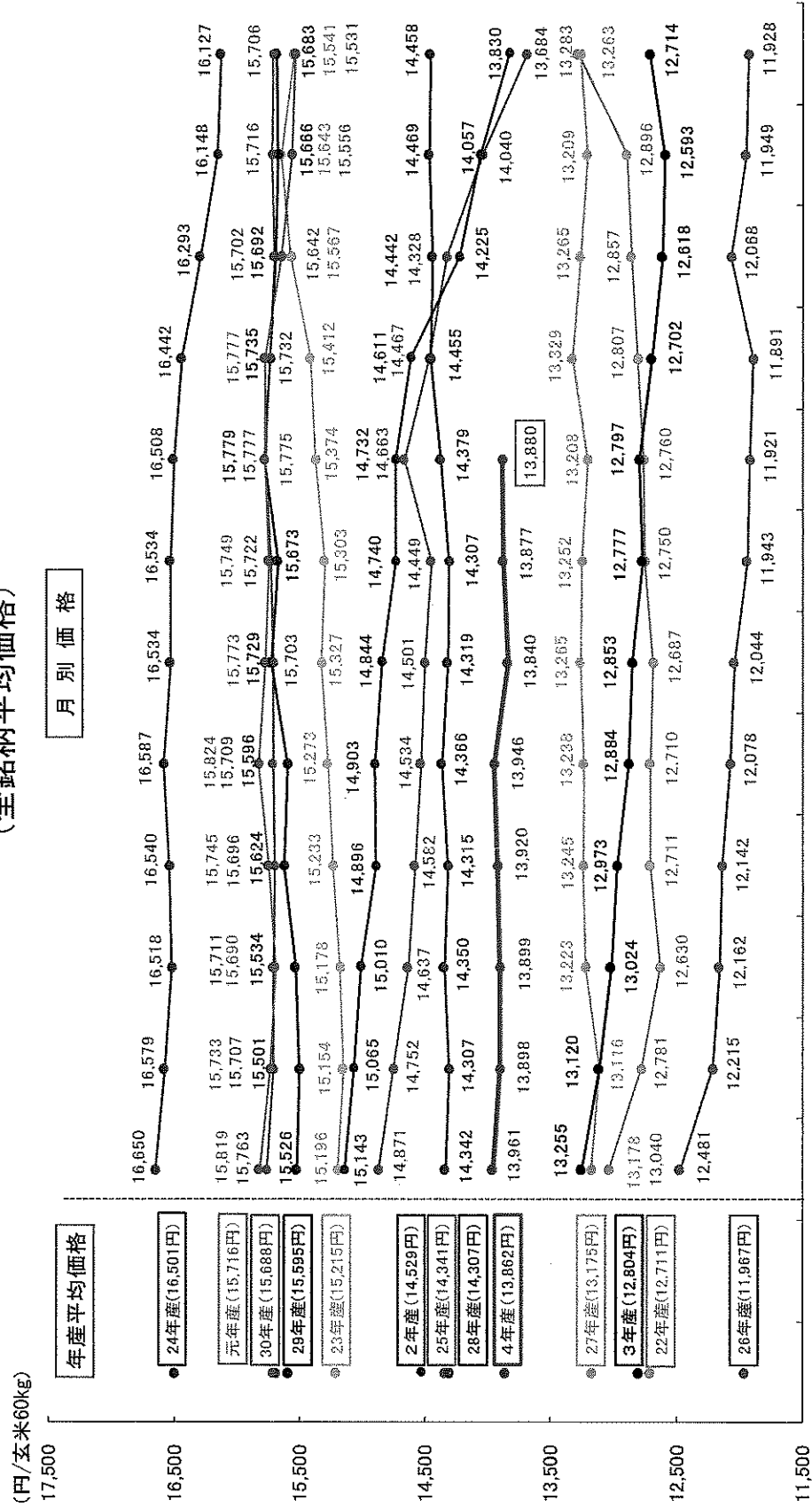
注:1 水稲うるちみ及び水稲うるち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

2 報告対象業者は、全農、道原経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入量が500トン以上)、米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

相対取引価格の推移(平成22年産～令和4年産)

○ 令和4年産米の令和5年4月の相対取引価格は、全銘柄平均で前月差+3円の13,880円/60kgとなり、出回りからの年産平均価格は前年産+1,058円の13,862円/60kgとなったところ。

相対取引価格の推移(税込)
(全銘柄平均価格)



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額(平成26年3月までは5%、元年9月までは8%、元年10月以降は10%、ただし軽減税率対象は8%)を含む1等米の価格である。

注2：グラフの左側は各年産の通年平均価格(当該年産の出回りから翌年10月までの9ヶ月間の平均値)、右側は月ごとの価格の推移。

令和4年産米の相対取引価格(令和5年4月の年産平均価格)

(単位: 円/玄米50kg (税込))

産地品種銘柄	令和4年産 ① (出回り 5年4月)	令和3年産 ② (出回り 4年10月)	産地品種銘柄	令和4年産 ① (出回り 5年4月)	令和3年産 ② (出回り 4年10月)	産地品種銘柄	令和4年産 ① (出回り 5年4月)	令和3年産 ② (出回り 4年10月)	価格差 ①-②
	価格差 ①-②	価格差 ①-②		価格差 ①-②	価格差 ①-②				
北海道	13,997	12,687	静岡県	12,767	12,342	香松むすめ	12,101	11,541	+560
北海道	15,488	15,451	静岡県	12,732	12,586	あいちのかおり	13,119	12,545	+574
北海道	13,511	11,955	新潟県	16,578	15,583	コシヒカリ(一般)	13,466	13,493	▲27
青森	12,757	10,770	新潟県	20,965	20,426	あきさかり	12,287	12,618	▲331
青森	13,041	11,315	新潟県	17,054	16,183	あきさかき	12,524	12,883	▲359
岩手	13,657	12,460	新潟県	16,947	16,055	コシヒカリ	14,066	13,338	+728
岩手	13,421	11,785	新潟県	13,325	12,541	ひとめぼれ	13,055	12,250	+805
岩手	14,160	13,480	富山県	14,995	13,774	コシヒカリ	13,065	11,980	+1,085
宮城	13,717	12,660	富山県	13,410	12,361	ひとめぼれ	12,961	12,251	+710
宮城	14,313	12,785	石川県	14,353	13,127	あきさかり	11,601	11,021	+580
宮城	14,107	12,599	石川県	12,976	11,505	コシヒカリ	14,213	13,386	+827
秋田	13,879	12,756	福井県	14,100	13,478	コシヒカリ	13,457	12,544	+913
秋田	12,825	11,633	福井県	12,489	11,254	おいてまい	14,213	13,269	+944
秋田	13,040	11,695	福井県	12,726	11,555	コシヒカリ	13,156	13,977	▲821
山形	18,528	12,074	岐阜県	13,612	12,657	コシヒカリ	12,456	12,790	▲275
山形	14,066	12,927	岐阜県	14,978	14,065	あきたこまち	13,494	12,993	▲537
福島	12,706	11,006	愛知県	12,873	12,101	コシヒカリ	12,522	13,062	▲540
福島	14,646	14,033	愛知県	13,659	12,719	コシヒカリ	14,500	14,724	▲224
福島	13,179	11,589	愛知県	-	11,792	コシヒカリ	13,248	13,017	+231
福島	12,635	11,022	三重県	13,199	12,472	元氣つくし	14,429	14,521	▲92
福島	12,374	10,935	三重県	13,666	13,041	さかひより	14,227	13,975	+252
茨城	13,095	11,423	三重県	12,055	10,911	夢しずく	13,547	13,206	+341
茨城	12,261	11,136	滋賀県	13,955	13,647	コシヒカリ	12,696	11,696	+1,000
茨城	12,449	-	滋賀県	12,362	11,856	コシヒカリ	12,929	14,027	▲1,098
栃木	13,501	11,817	滋賀県	13,470	13,280	コシヒカリ	12,569	13,707	▲1,138
栃木	12,441	10,371	京都府	14,409	13,543	なつほのか	12,689	-	-
栃木	12,481	10,540	京都府	12,845	12,410	コシヒカリ	12,910	13,235	▲325
群馬	12,876	10,636	京都府	15,037	15,237	森のくまさん	12,770	13,199	▲429
群馬	12,756	10,581	兵庫県	14,809	13,869	コシヒカリ	13,821	15,088	▲1,267
埼玉	12,615	11,085	兵庫県	12,395	11,939	コシヒカリ	13,211	13,107	+104
埼玉	12,777	11,019	兵庫県	12,398	11,885	ひとめぼれ	13,185	13,804	▲619
埼玉	13,170	11,312	奈良県	13,070	12,535	つや姫	13,760	13,751	+9
千葉	12,670	11,387	鳥取県	12,748	11,873	コシヒカリ	13,815	14,135	▲320
千葉	11,399	10,207	鳥取県	13,454	12,896	コシヒカリ	14,276	15,471	▲1,195
千葉	11,404	10,623	鳥取県	12,822	12,118	コシヒカリ	13,894	13,974	▲80
山梨	17,740	17,754	鳥取県	13,108	12,365	コシヒカリ	14,657	14,822	▲165
長野	14,928	13,702	鳥取県	13,986	13,557	コシヒカリ	14,193	14,702	▲509
長野	14,131	13,456	茨城県	13,824	13,092	コシヒカリ	13,862	12,804	+1,058
静岡	14,659	14,424	岡山県	11,002	10,883	コシヒカリ	-	-	-
						全銘柄平均価格			

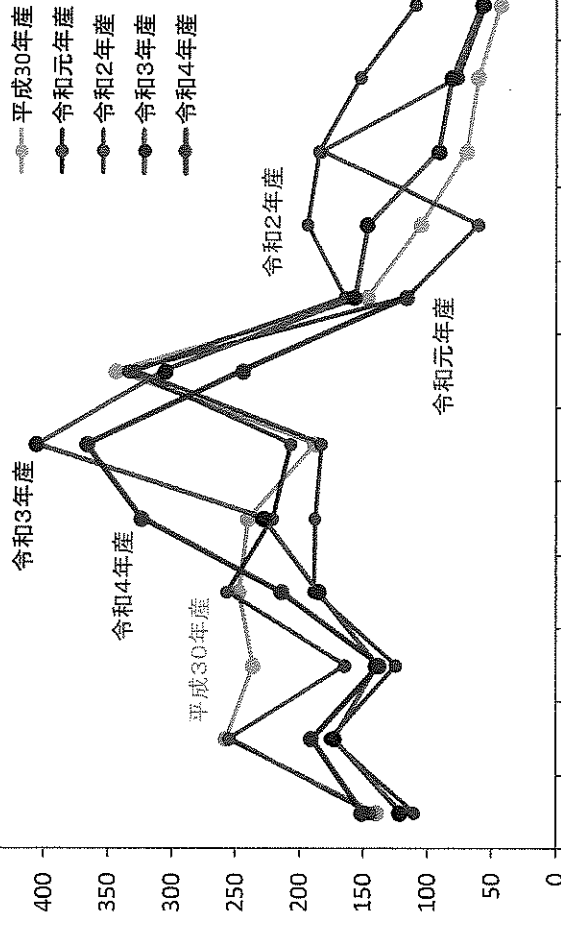
注1: 農林水産省が調査・公表した出回りからの年産平均価格(令和4年産は出回りから5年4月までの速報値)であり、調査対象業者は、一定規模以上の業者(年間の販売数量5,000トン以上等)。
 注2: 運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、価格に含まれる消費税は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品別等は8%、運賃等は10%で算定している。
 注3: 「一」については、当該年産において報告対象としていない産地品種銘柄又は取引数量の累計が100トン未満であり、公表を行っていないもの。

相対取引契約数量の推移

○ 令和4年産米の令和5年4月の相対取引契約数量は、11.6万トンとなり、出回りからの契約数量は前年同期差+2.9万トンの176.8万トンとなったところ。

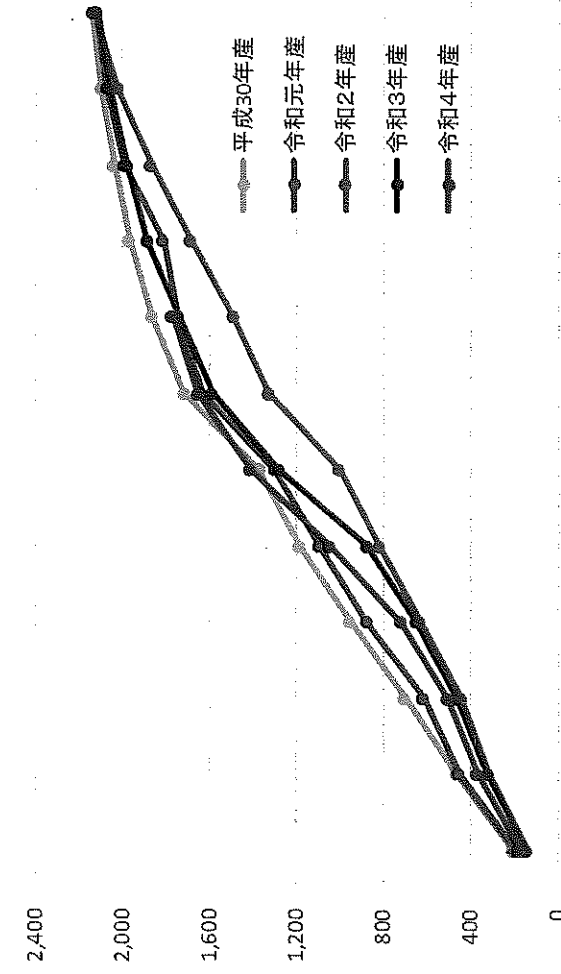
(単位:千トン)

相対取引契約の月別数量



(単位:千トン)

相対取引契約の累積数量



(単位:千トン)

相対取引契約の年産計

年産	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	年産計
平成30年産	140	258	236	247	240	187	343	147	105	70	61	44	2,193
令和元年産	145	254	164	257	221	207	334	117	61	183	76	55	2,191
令和2年産	110	175	125	188	187	183	328	164	194	185	152	109	2,267
令和3年産	121	172	140	185	228	405	305	157	147	91	81	58	2,207
令和4年産	151	190	137	214	324	366	245	116					

年産	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	年産計
平成30年産	204	461	698	945	1,184	1,372	1,715	1,862	1,967	2,036	2,097	2,141	2,193
令和元年産	195	450	614	870	1,091	1,298	1,631	1,748	1,809	1,991	2,068	2,123	2,191
令和2年産	138	314	438	627	814	997	1,325	1,489	1,683	1,867	2,019	2,128	2,267
令和3年産	147	319	458	643	871	1,276	1,582	1,739	1,885	1,977	2,058	2,116	2,207
令和4年産	175	365	502	716	1,040	1,407	1,651	1,768					

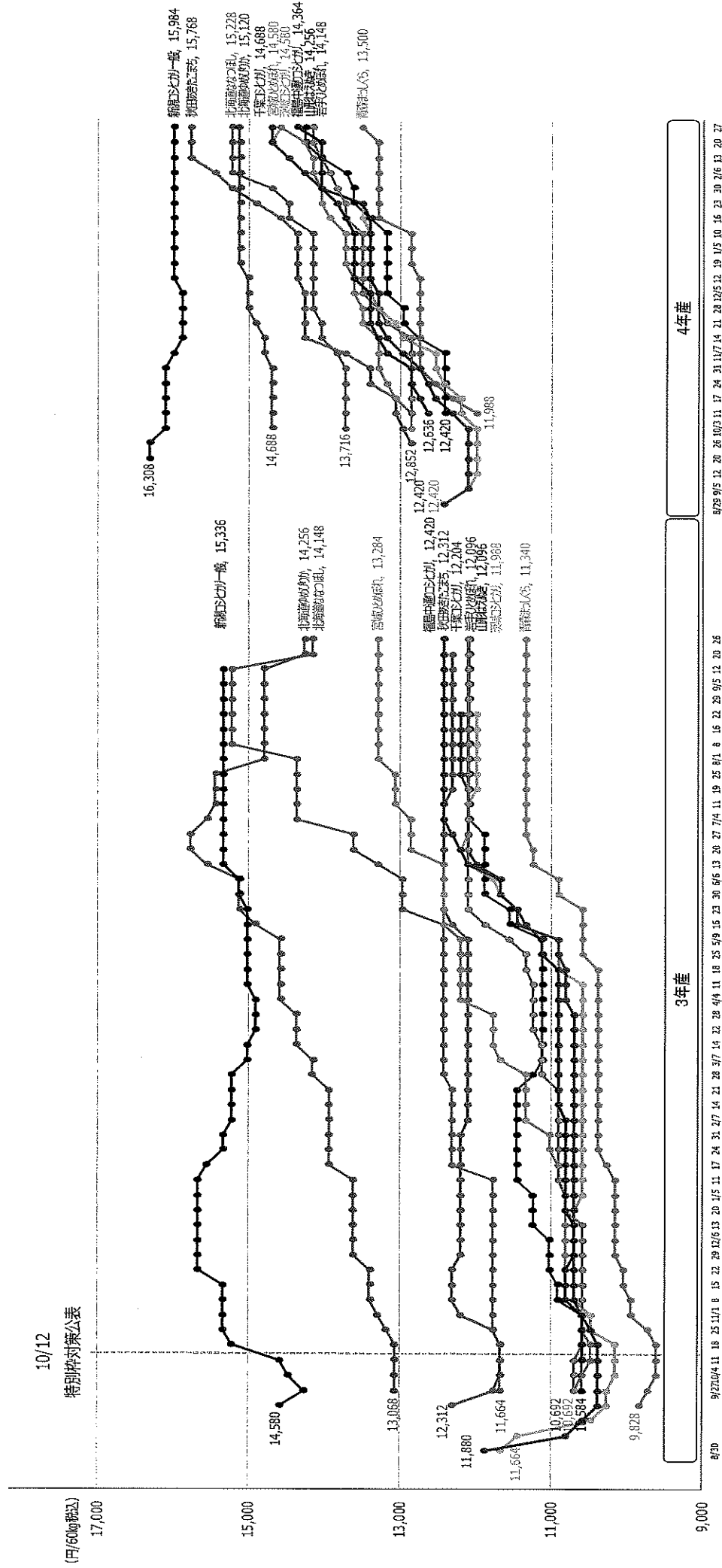
資料: 農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注: 1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の直接販売数量が5,000トン以上)である。
- 2 相対取引契約数量は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の数量の合計(4年産は速報値)であり、公表後の契約変更等を含む。
- 3 相対取引契約数量の年産計欄は、出回りから生産年の翌年10月までの数量であるため、各月の合計と一致しない。

(参考) 令和3・4年産米のスポット価格の推移(令和5年2月27日時点)

- 令和3年産のスポット価格については、2年産の出来秋に比べ低い水準で取引がスタートしたが、10月中旬以降回復基調で推移。特に令和4年6月以降は、3年産米の契約が進展した中でさらに上昇。
- 令和4年産のスポット価格については、3年産の出来秋に比べ高い水準でスタート。比較的安価な銘柄を中心に上昇傾向で推移。

(参考) スポット取引：主に中小規模の卸売業者間で行う、10トン～数十トン程度の小ロットの売買。



注: スポット価格は、米穀子一タバンク発行「日刊・米穀市況速報」(関東相場、東京着地基準、下限値、税戻)の価格を農林水産省が税込に加工。

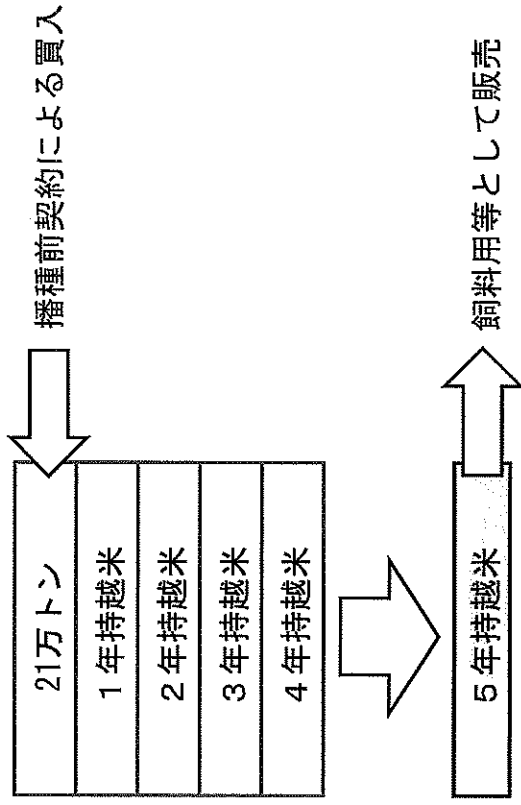
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用(10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準)。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施(備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ)。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン(※)程度買入れ、通常は5年持越米となつた段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、現在は、CPTPP協定による豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度として運用。なお、豪州枠の取扱いについては、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう対応していく考え。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

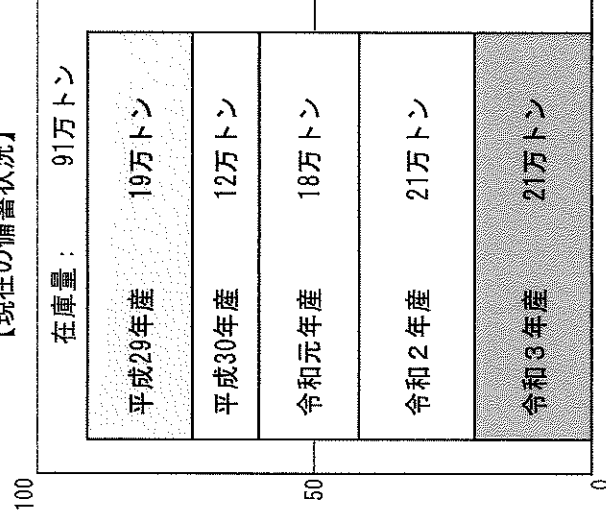


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	21万トン(予定)

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

令和4年6月末

令和5年産備蓄米の政府買入入札の結果(令和5年5月24日現在)

○ 令和5年産備蓄米の政府買入入札については、令和5年5月23日に第6回を実施し、買入予定数量20万8,000トンに対して19万9,039トンの落札となっている。(第7回の入札日は6月27日を予定。)

※令和5年産落札数量は、第1回(令和5年1月14日実施)から第6回(令和5年5月23日実施)入札分までの合計数量

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①	(単位:トン)	
				買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②
北海道	2,162	2,162	100.0%		0
青森	27,259	27,259	100.0%		0
岩手	3,488	3,488	100.0%		0
宮城	11,600	11,600	100.0%		0
秋田	21,572	21,572	100.0%		0
山形	21,291	20,601	96.8%	400	690
福島	27,050	24,773	91.6%	130	2,277
茨城	1,103	935	84.8%	977	168
栃木	7,602	6,123	80.5%	20	1,479
群馬	555	-	0.0%		555
埼玉	463	-	0.0%		463
千葉	3,985	610	15.3%	1,182	3,375
東京					
神奈川					
新潟	25,149	25,109	99.8%	10	40
富山	12,197	12,197	100.0%	264	0
石川	7,849	7,849	100.0%	220	0
福井	4,076	3,900	95.7%	10	176
山梨					
長野	1,446	609	42.1%	247	837
岐阜	435	435	100.0%	94	0
静岡	20	20	100.0%		0
愛知	846	846	100.0%		0
三重	270	270	100.0%		0
滋賀	1,342	1,342	100.0%		0
京都					
大阪					
兵庫					
奈良					
和歌山					
鳥取	400	400	100.0%		0
島根	130	130	100.0%		0
岡山	977	846	86.6%		131
広島	20	20	100.0%		0
山口					
徳島	1,182	930	78.7%		252
香川					
愛媛					
高知	10	10	100.0%		0
福岡	264	54	20.5%		210
佐賀	220	220	100.0%		0
長崎	10	-	0.0%		10
熊本	247	247	100.0%		0
大分	94	94	100.0%		0
宮崎					
鹿児島					
県別優先枠計①	185,314	174,651	94.2%		10,663
一般枠②	22,686	24,388	107.5%		▲1,702
合計(①+②)	208,000	199,039	95.7%		8,961
うちOPTPP分		8,000			

※県別優先枠の落札数量は、第3回までの入札結果であり、第4回以降の入札においては、**-15**産地指定を行わない一般枠のみ買入枠を設定。

これまでの米政策・水田農業政策

平成30年産からの米政策

○ 生産数量目標の配分を廃止

生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行える環境を整備。

○ 主食用米からの作付転換を支援

「水田活用の直接支払交付金」により、水田における麦・大豆・飼料用米等の作物の生産を支援。

○ 収入減に対するセーフティネットを措置

ナラシ対策と農業共済により、自然災害や価格低下による収入減少の影響を緩和。

○ 主食用米の長期計画販売を支援

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」により、豊作時などに長期計画的販売を行う集荷団体等を支援。

令和4年産における取組

○ 需要に見合った作付転換を実現

令和4年産においては、全国で約5.2万haの作付転換が行われる見込みであり、生産数量目標の配分を行わなくても、生産者の判断による需要に応じた生産が着実に定着してきている。

○ 水田リノベーション事業の拡充

実需者と連携し、低コスト生産に取り組み産地を支援する「水田リノベーション事業」の対象品目に新たに子実用とうもろこしを追加。

○ 収入保険も含めたセーフティネットを措置

ナラシや農業共済、収入保険制度により、農業者の収入減少を広く補償。

○ 在庫の増加にも対応

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」による支援を継続。このほか、2年産については「新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業」により支援。

令和4年産における課題

産地によっては次のような課題があったのではないか。

- 作付転換の検討を始める時期が遅れ、作付転換に必要な種もみ等の準備が間に合わなかった。
- 定着していた麦や大豆が減少し、取組みやすい一般品種での飼料用米への転換が増えた。
- 転換作物が定着しているほ場において、連作障害が発生してしまっている。あくまで一時的な作付転換で、今後主食用米に戻ってしまう可能性もあり、産地として作付転換が定着できていない。
- 古米の在庫が重いなか、4年産の契約が思うように進んでおらず、主食用米の在庫解消の見通しが立っていない。

産地ごとに、どのような課題があったかを
確認することが必要

令和5年産に向けた取組方針

産地ごとに4年産の課題を振り返り、5年産にむけて、以下の点を確認しましょう。

- ① 生産者がどの作物に転換するかを幅広く検討できるよう、作付転換の検討を早い時期から開始しましょう。
- ② 麦・大豆・野菜などの定着性・収益性の高い品目、輸出用米など需要増が見込まれる品目への転換をまずは検討しましょう。飼料用米や米粉用米に取り組む場合は、需要に応じた生産に対応するため、多収品種や専用品種で取組むことを検討しましょう。
- ③ その際、転換作物が定着している水田は、畑地化することを検討しましょう。一方、水田として利用する場合は、連作障害回避のためロックローテーションを行いましょう。
- ④ 在庫の状況や中長期的にどのような産地を目指すのかを関係者間で共有し、主食用米に後戻りしない作付転換を計画的に進めていきましよう。

産地ごとにしっかり取組むことで、需要
に応じた生産を実現

水田農業の産地づくりのための検討すべきこと

令和5年産に向けた検討

- 令和4年産の課題を共有し、5年産に向けて、主食用米の計画（目安）だけでなく、転換作物も含めた水田全体の作付計画を立てる。

〇〇県(地域)における水田の作付計画

作物等	R4作付面積等 (ha)	R5作付予定面積 (ha)
主食用米		
新市場開拓用米		
加工用米		
麦		
大豆		
高収益作物(野菜等)		
地力増進作物(緑肥等)		
飼料用米		
飼料作物		
飼料用とうもろこし		
畑地化		

実績値を記入

一体的
に検討

中長期的な方針の検討

- 5～10年後に、産地としてどのような水田の利用を目指すのか、中長期的な将来像を明確にする。

【目指すべき産地の例】

- ◆ 米生産の低コスト化を追求した輸出用米の産地
- ◆ 専用品種の導入により、需要の増加に応える米粉用米の産地
- ◆ 食品メーカーとの連携による加工・業務用野菜の産地
- ◆ 農地の集約化を進め、国産需要の増加に応える麦・大豆の産地
- ◆ 地域の畜産農家と協力して、資源循環に取り組み耕畜連携の産地
- ◆ スマート技術やDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に導入し、超省力生産に取り組む産地
- ◆ 有機農業やカーボン・フーミング*等のグリーン化の取組により、環境に配慮した農業に取り組む産地

* 温室効果ガスの排出抑制等のマネジメントを行う農業

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

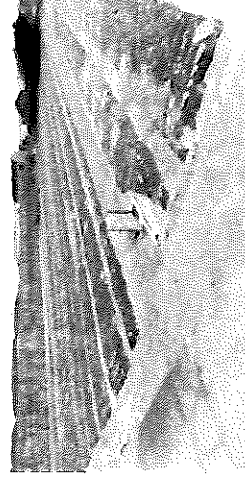
○ H28.4 予算執行調査の開始

○ H28.6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的にものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき



畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29.1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定

① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地

② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
⇒ 要綱に反映（H29.4月1日付け政策統括官通知）

○ R3.12 R3.12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

- 前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。
- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けが困難な農地として、次にいずれか該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稲作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稲の作付けが行われていない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参) 農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

【目的】

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。

・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病害虫の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病害虫被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病害虫、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

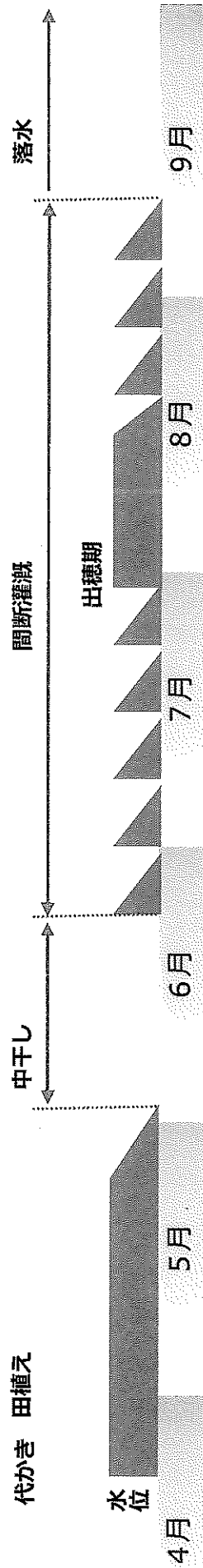
出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病害虫研究会報（1993）

・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

令和5年産水田活用予算の全体像

○ 令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和4年度補正予算

水田活用の
直接支払交付金
(4年産不足分)
190億円
【R4補正】

畑地化支援

① 畑地化促進事業
(畑地化の取組等への支援)
250億円【R4補正】

畑作物産地形成

② 畑作物産地形成促進事業
(旧水田リノベーション事業)
300億円【R4補正】
〔<対象作物>
麦・大豆、高収益作物(野菜等)、子実用
とうもろこし〕

麦・大豆

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策
64億円【R4補正】 + 1億円【R5当初】

<令和5年産水田活用予算>

令和5年度当初予算

畑地化促進助成 22億円

③ 水田活用の直接支払交付金
2,940億円
【R5当初】

④ コメ新市場開拓等促進事業
(旧水田リノベーション事業)
110億円【R5当初】
<対象作物>新市場開拓用米(輸出用米等)、加工用米、米粉用米

<関連予算>

・国産シェア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R4補正】
(乾燥調整施設等の導入、ストックセンターの整備等)

・米粉の利用拡大支援 140億円【R4補正】+8億円【R5当初】
(米粉の利用拡大支援対策事業等)

・飼料作物の国産化 120億円(所要額)【R4補正】+3億円【R5当初】
(飼料自給率向上総合緊急対策、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大)

・機械・施設等の導入支援 306億円【R4補正】+121億円【R5当初】
(産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金)

・畑地化・汎用化等に向けた基盤整備 400億円【R4補正】+150億円【R5当初】
(農業農村整備事業等)

・中山間地域対策 15億円【R4補正】+407億円【R5当初】
(元氣な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最適土地利用総合対策等)

① 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算：250億円】

- 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組み農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）するメニューを新設。
- また、畑作物の産地形成に取り組み地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援するメニューを新設。

※ 農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

畑地化支援・定着促進支援・決済金等支援

- ① 畑地化支援：水田における畑地化の取組（注1）を支援
- ② 定着促進支援：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて、5年間支援（①とセットで支援）

対象作物	畑地化支援（注2）	定着促進支援（注3）
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0(3.0※1)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※1)万円/10a（一括）
畑作物 (麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す。（地目の変更を求めるとはしない。）

注2 令和5年度における取組が対象。

注3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象。

③ 土地改良区決済金等支援

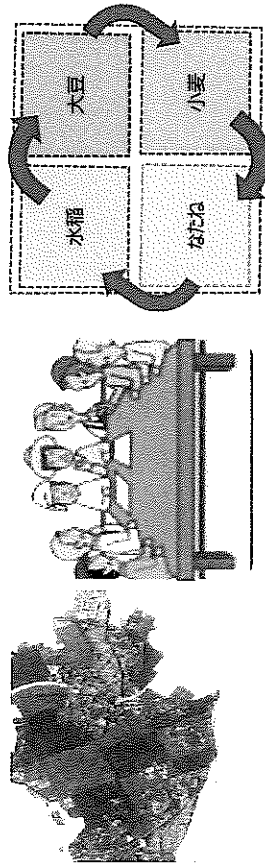
令和5年度に畑地化に取り組みことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援（定額（上限25万円/10a））

体制構築支援

○ 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地形成に取り組み地域を対象に、地域でまとめた畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど（注4））に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

【田畑輪換の例（4年4作）】



畑地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

注4 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）の概要

【令和4年度補正予算：300億円】

- 水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組み生産者を支援。
- 低コスト生産等に係るメニューについて、畑作物の生産拡大に資する選択肢を拡充・重点化するとともに、採択にあたっては、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価。

※ 地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

支援内容

1. 対象作物:

麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし

※加工用米、新市場開拓用米に対する支援は、令和5年度当初予算において措置。

2. 助成単価:

4万円(4.5万円※)/10a

※令和6年度に畑地化に取り組む場合

従来と同様

3. 主な要件:

- ・実需者との結び付き（産地・実需協働プランの策定）
- ・低コスト生産等の取組の実施（3つ以上の技術導入）

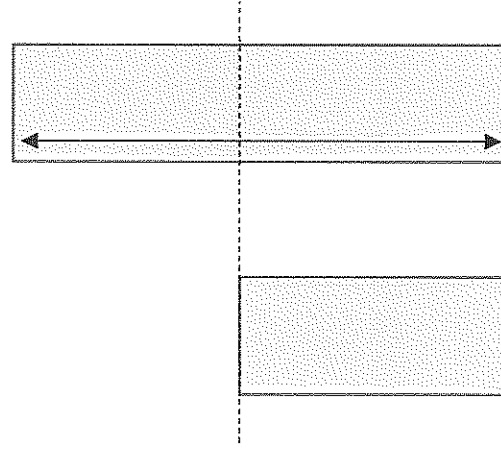
4. 前年度からの主な見直し事項:

- ・低コスト生産等に係る取組メニューについて、排水対策（明渠、暗渠の整備）や土層改良（客土）など、畑作物の転換促進に資する選択肢を拡充・重点化
- ・採択基準について、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価

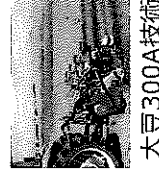
生産者向け支援のイメージ

- ・支援を受けるために必要な取組
 - ① 実需者との結び付き
 - ② 低コスト生産等の取組の実施

低コスト生産等の取組に係り増し経費



【低コスト生産等の取組例】



等

③ 水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで])

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額 (上限：0.5万円/10a) で国が追加的に支援します。

4. コレ新市場開拓等促進事業 (11,000百万円)

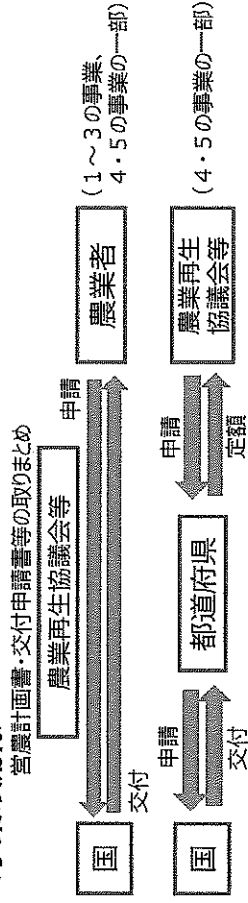
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*8

*8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5. 畑地化促進助成 (2,215百万円)

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着を図る取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

＜交付対象水田＞

- ・ たん水設備 (畦畔等) や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

- *1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- *2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a) とする。

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け (蕎麦・幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基つき配分

畑地化促進助成 (令和4年度補正予算と併せて実施)

- ① 畑地化支援 (高収益作物畑作物 (高収益作物以外) *5 : 17.5万円/10a*4 *6 : 14.0万円/10a*6)
- ② 定着促進支援
 - ア 高収益作物 (2万円 (3万円*7) /10a x 5年間) (①とセット)
 - イ 畑作物 (高収益作物以外) *5 (2万円/10a*6 x 5年間) (①とセット)
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)

-25-

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

④ コメ新市場開拓等促進事業

【令和5年度予算概算決定額 11,000 (一) 百万円】

＜対策のポイント＞

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組み生産者を支援します。

＜事業目標＞

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万ha [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 **11,000百万円**

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和5年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）

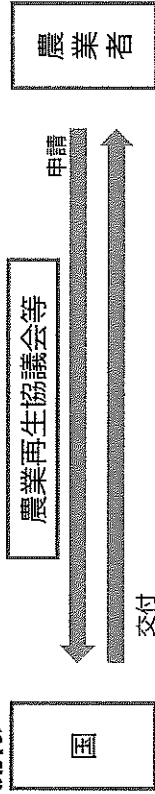
- ② 交付単価：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a

- ③ 採択基準：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

＜留意事項＞

- ※1 令和5年産の基幹作物が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、33百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

＜事業の流れ＞



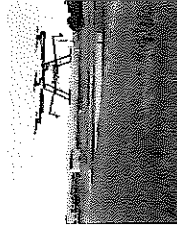
＜事業イメージ＞

【産地・実需協働プラン】

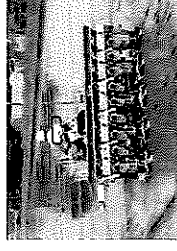
- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



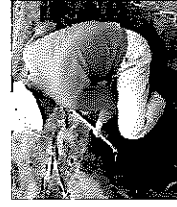
実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

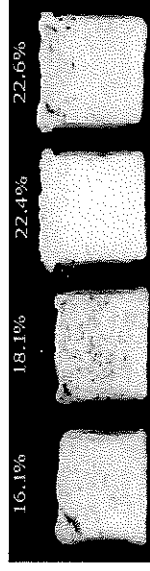
米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミスホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・ふくのこ 等



⑤ 小麦・大豆の国産化の推進

【令和5年度予算概算決定額 90 (100) 百万円】
 (令和4年度補正予算額 14,361百万円)

＜対策のポイント＞

産地と実需が連携して行う小麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックチェーンや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備や新たな流通モデルづくり、更なる利用拡大に向けた新商品開発等を支援します。

＜事業目標＞ [平成30年度→令和12年度まで]

○ 小麦生産量の増加 (76万t→108万t) ○ 大麦・はたか麦生産量の増加 (17万t→23万t) ○ 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

＜事業の内容＞

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

① 生産対策 (麦・大豆生産技術向上事業)

90 (100) 百万円
 【令和4年度補正予算】5,961百万円
 麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの圃地化、ブロックチェーン、営農技術の導入等を支援します。

② 流通対策

【令和4年度補正予算】300百万円

A 麦類供給円滑化事業

国産麦を一定期間保管することで安定供給体制を構築する取組を支援します。
 イ 新たな麦・大豆流通モデルづくり事業
 麦・大豆の流通構造の転換に向けた新たな流通モデルづくりを支援します。

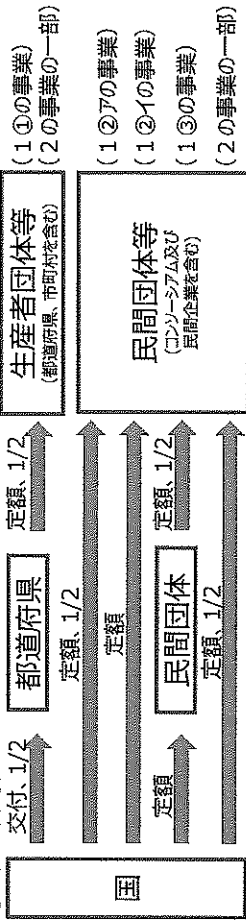
③ 消費対策 (麦・大豆利用拡大事業)

【令和4年度補正予算】100百万円
 国産麦・大豆の利用拡大に取り組み食品製造事業者等に対し、新商品開発やPR、マッチング等を支援します。

2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シニア拡大対策 (麦・大豆)

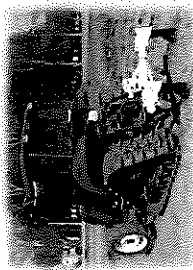
【令和4年度補正予算】8,000百万円
 産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する農業機械や乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備等を支援します。

＜事業の流れ＞

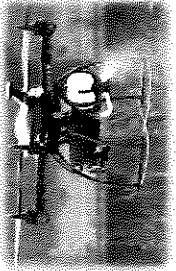


＜事業イメージ＞

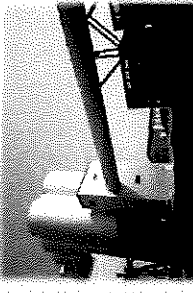
生産対策



営農技術の導入
 (定額)



農業機械の導入
 (1/2以内)



乾燥調製施設の整備
 (1/2以内)

流通対策



ストックセンターの整備 (1/2以内)
 ・一定期間の保管 (定額、1/2以内)



消費対策

・新商品の開発 (定額、1/2以内)
 ・加工設備・施設の導入 (1/2以内)

麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】 (1①、1②イ、1③(大豆)、2の事業)

農産局穀物課 (03-6744-2108)

(1②ア、1③(麦)の事業)

貿易業務課 (03-6744-9531)

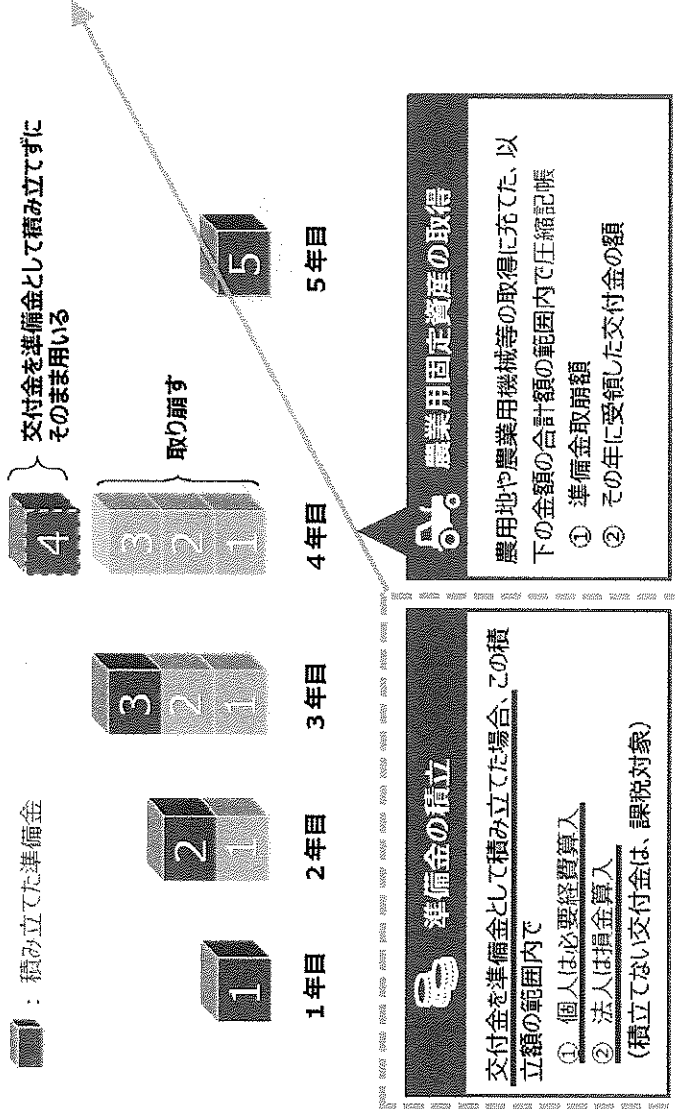
農業経営基盤強化準備金制度の対象事業について

【農業経営基盤強化準備金制度の概要】

水田活用の直接支払交付金等を、農業経営の基盤強化を図るために積み立て、又は農用地や農業用の建物・機械等の取得に充当する取組について、税制面で支援

○準備金制度のイメージ図

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得了た場合



【積み立ての対象となる事業】

<これまで>

- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ、ナラシ)
- 水田活用直接支払交付金
 - ・水田活用の直接支払交付金

※水田リノベーション事業は対象外



<R4補正予算以降>

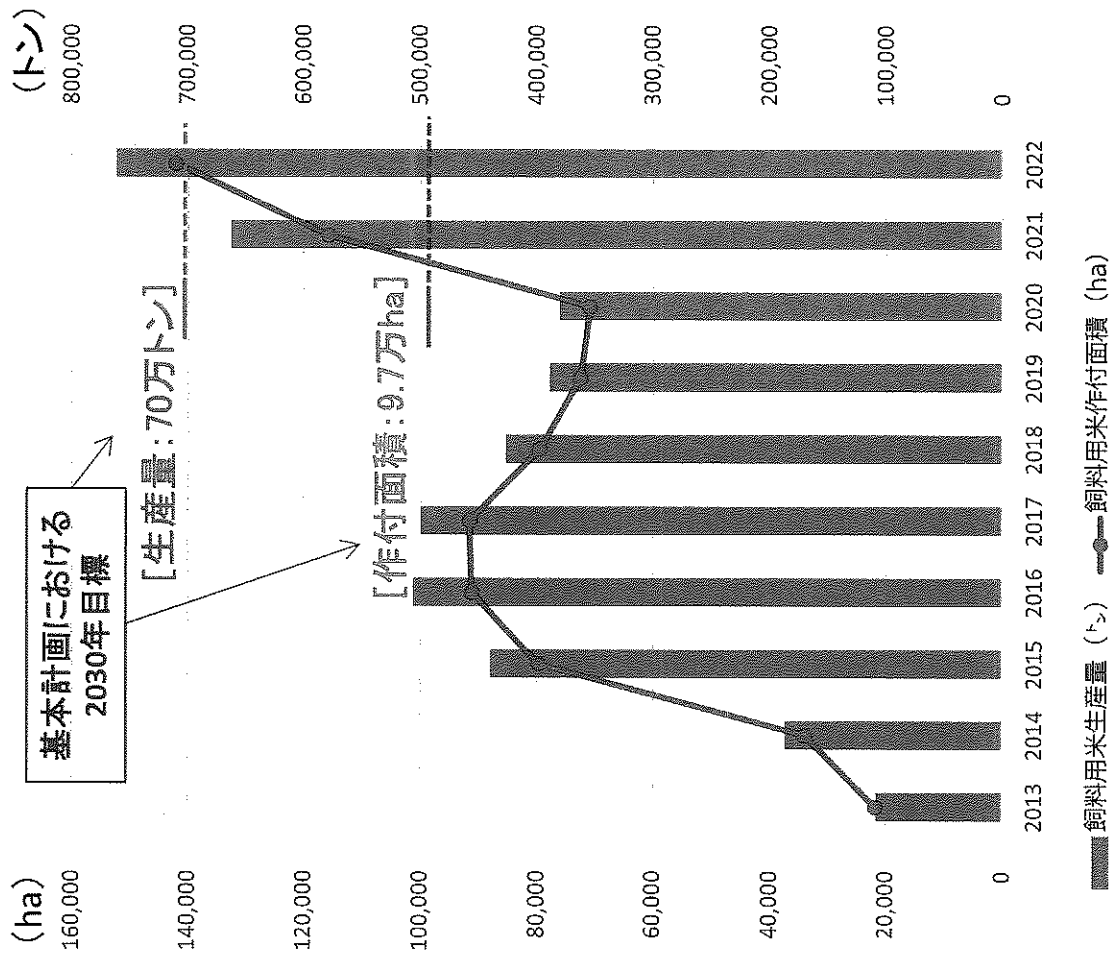
- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ、ナラシ)
- 水田活用直接支払交付金
 - ・水田活用の直接支払交付金*
 - ・畑地化促進事業*
 - ・畑作物産地形成促進事業
 - ・コメ新市場開拓等促進事業

R4補正予算、R5当初予算で措置する事業も準備金として活用が可能

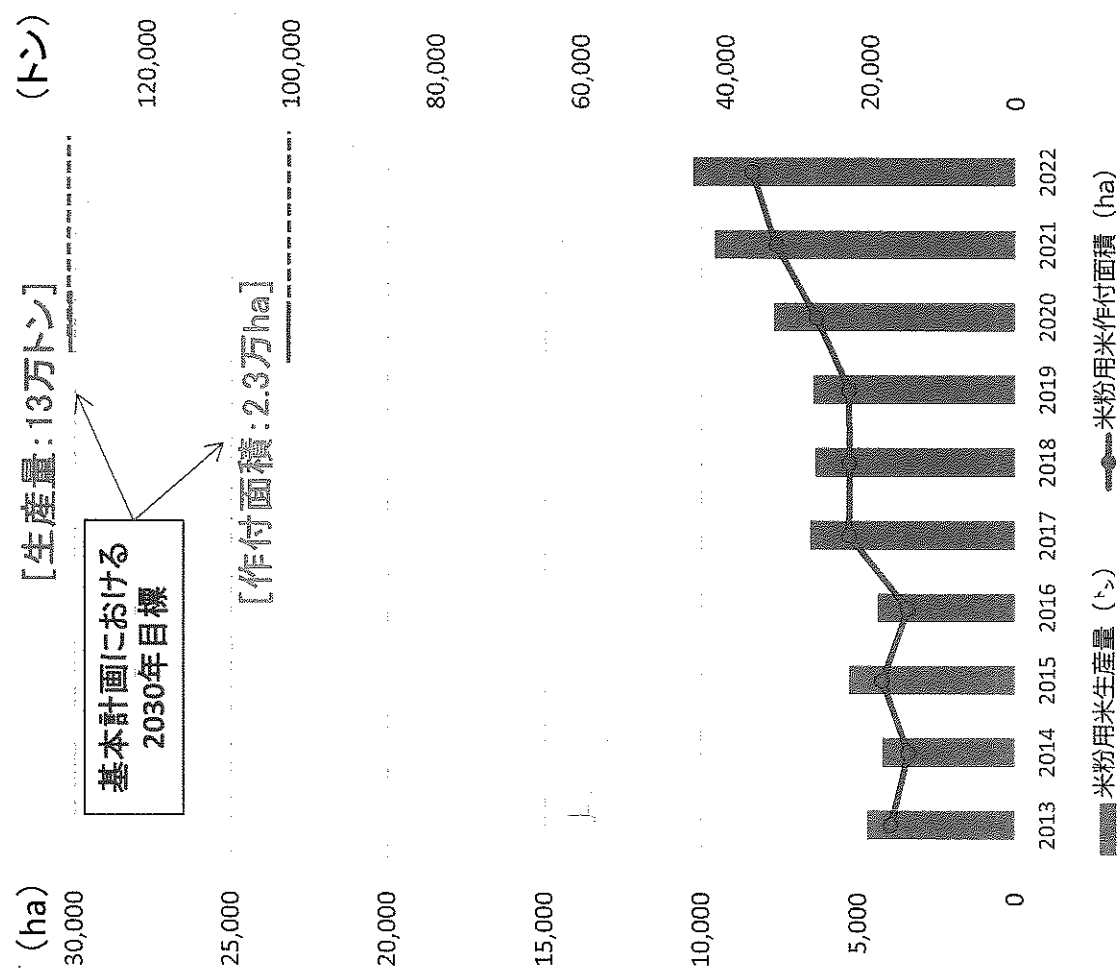
注: *印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。

飼料用米・米粉用米の作付面積・生産量

飼料用米の作付面積と生産量の推移



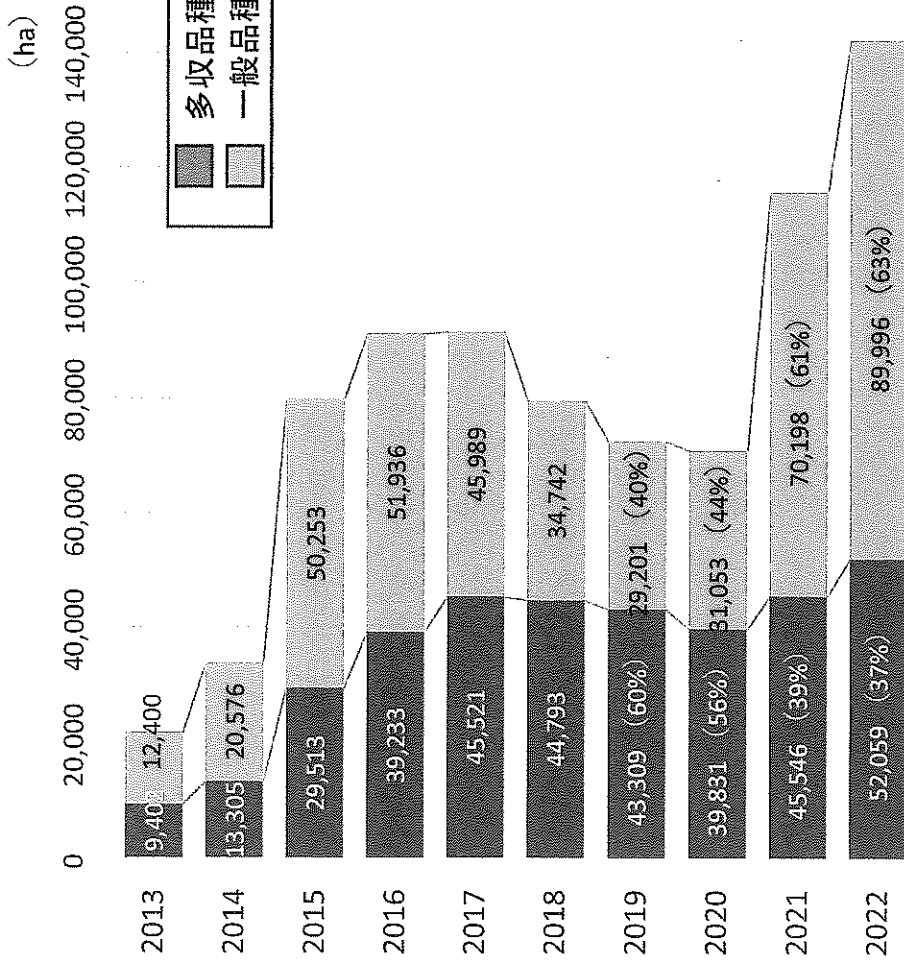
米粉用米の作付面積と生産量の推移



出典: 農林水産省調べ。2022年度の生産量は、新規需要米取組計画の認定面積に基準単収を乗じて算出。

飼料用米・米粉用米の多収品種・一般品種の作付割合

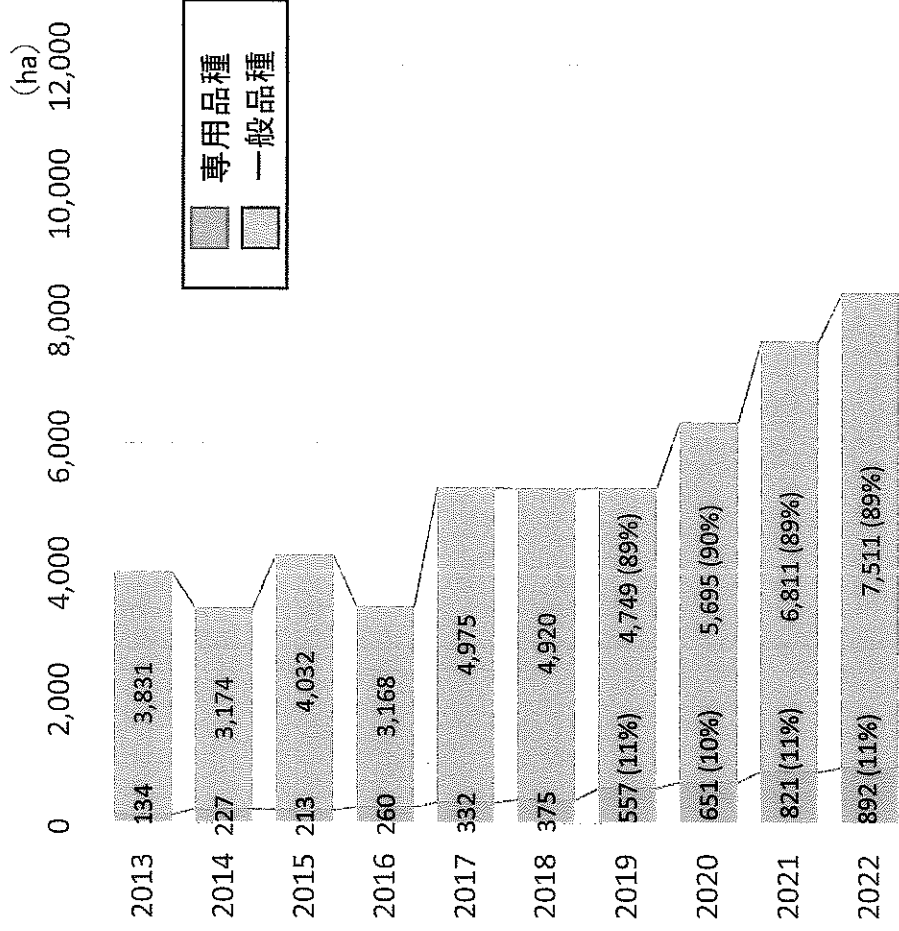
飼料用米の多収品種・一般品種の作付割合



多収品種は着実に増加しているが、近年は横ばい

一般品種は主食用米の需給状況に応じて大きく変動

米粉用米の専用品種・一般品種の作付割合



全体として増加傾向だが、専用品種の供給が十分でない

出典：農林水産省調べ。多収品種には、国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べて収量が多い「専用品種」と、都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認める「特認品種」を含む。
米粉用米の一般品種には「特認品種」を含む。

麦・大豆から飼料用米に転換している例

- これまで麦や大豆を作付けていた産地のなかには、集落営農の解散や麦・大豆用の農業機械の更新時期を迎えたことをきっかけに、団地化を必要とせず、個人所有の稲作用の農業機械で対応できてしまう飼料用米へ転換している可能性がある。

【令和4年産の飼料用米、麦大豆の作付状況】

産地	(参考) 全協議会数	飼料用米の作付を増やした協議会数	うち麦または大豆減少協議会数
全国 (47都道府県)	1,478	881 (100%)	451 (51%)
北海道・東北主産県 (7道県)	373	230 (100%)	95 (41%)
関東主産県 (3県)	117	113 (100%)	57 (50%)
北陸主産県 (2県)	46	34 (100%)	15 (44%)

【主産県における事例】

事例①

- ✓ A県B市では、飼料用米の作付面積が32ha増加する一方、大豆の作付面積が35ha減少

〔飼料用米：159ha→191ha
大豆：216ha→181ha〕

事例②

- ✓ C県D市では、飼料用米の作付面積が35ha増加する一方、麦の作付面積が5ha、大豆の作付面積が22ha減少

〔飼料用米：114ha→149ha
麦：29ha→24ha
大豆：81ha→59ha〕

事例③

- ✓ E県F市では、飼料用米の作付面積が31ha増加する一方、大豆の作付面積が25ha減少

〔飼料用米：118ha→149ha
大豆：278ha→253ha〕

飼料用米・米粉用米の支援に係る課題と対応方向

		課題と対応方向
飼料用米	<p>収量に応じ 5.5～10.5万円/10a</p> <p>【 ・品種は、 ・一般品種（主食用） ・多収品種 のいずれも可 ・管理方式は、 ・区分管理 ・一括管理 のいずれも可 】</p>	<p>（参考） 令和12年度 生産努力目標 （R2基本計画）</p> <p>9.7万ha （70万トン）</p> <p>【 R4年産での達成率 146% （109%） 】</p>
米粉用米	<p>0.8万ha （約5万トン）</p>	<p>【 R4年産での達成率 37% （35%） 】</p>

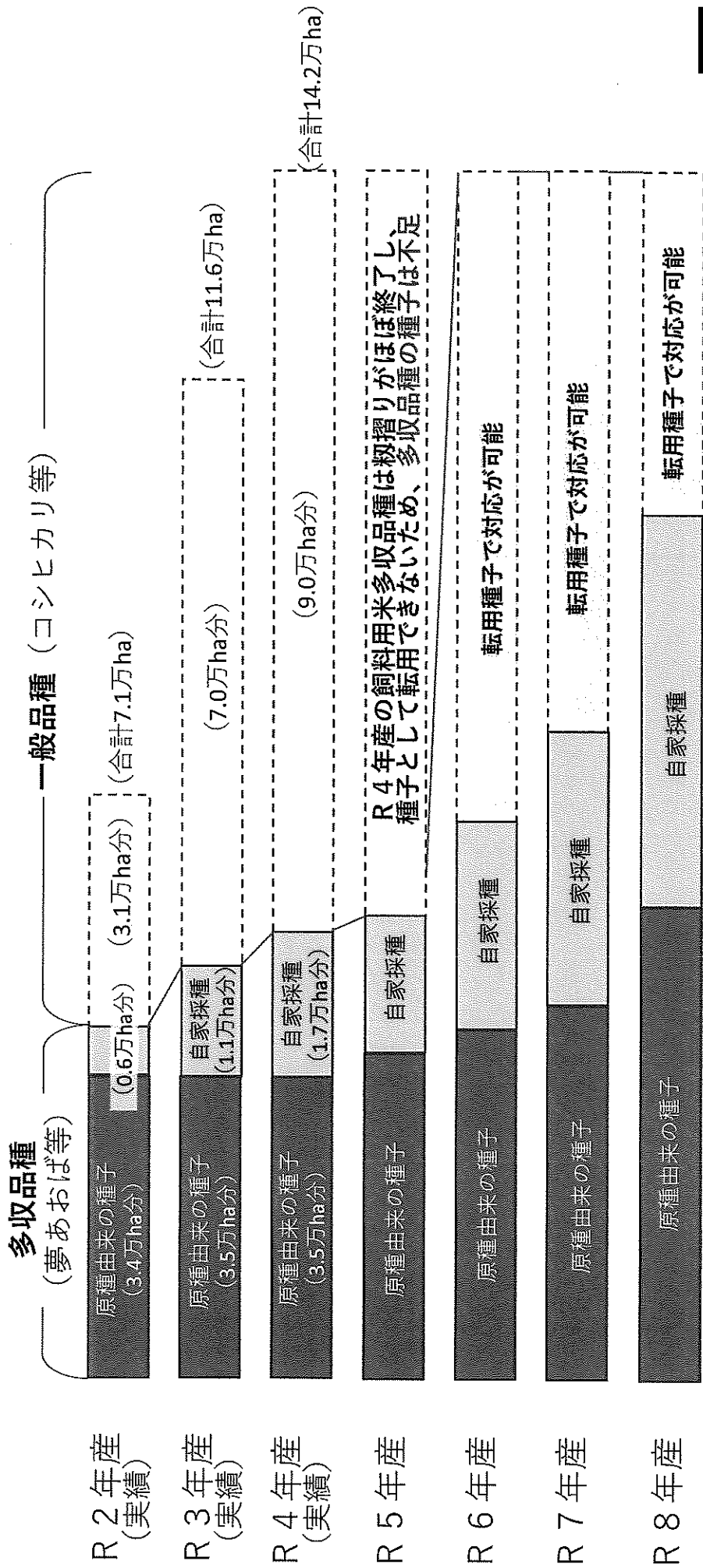
それぞれの課題に対応した支援のあり方を検討

※令和4年産作付状況・生産量（見込み）は、令和4年産の水田における作付面積に、令和4年産の水稻の単収（536kg/10a）を乗じて算出。

種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）

- R4年産の飼料用米は、すでに多くが粳摺りを終了しており、今から種子としての転用※は困難。このため、R5年産の飼料用米について、多収品種を前提とする場合、種子が不足。
- R6年産については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に多収品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等の支援を検討。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粳）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。



令和5年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和5年産は農業者が多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来と同様のものとする。
- 令和6年産以降は、一般品種については多収品種の種子の確保が可能となることから、
 - ① 従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
 - ② 多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価7.5万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価7.0万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価6.5万円/10a

※ 耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

※ ※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

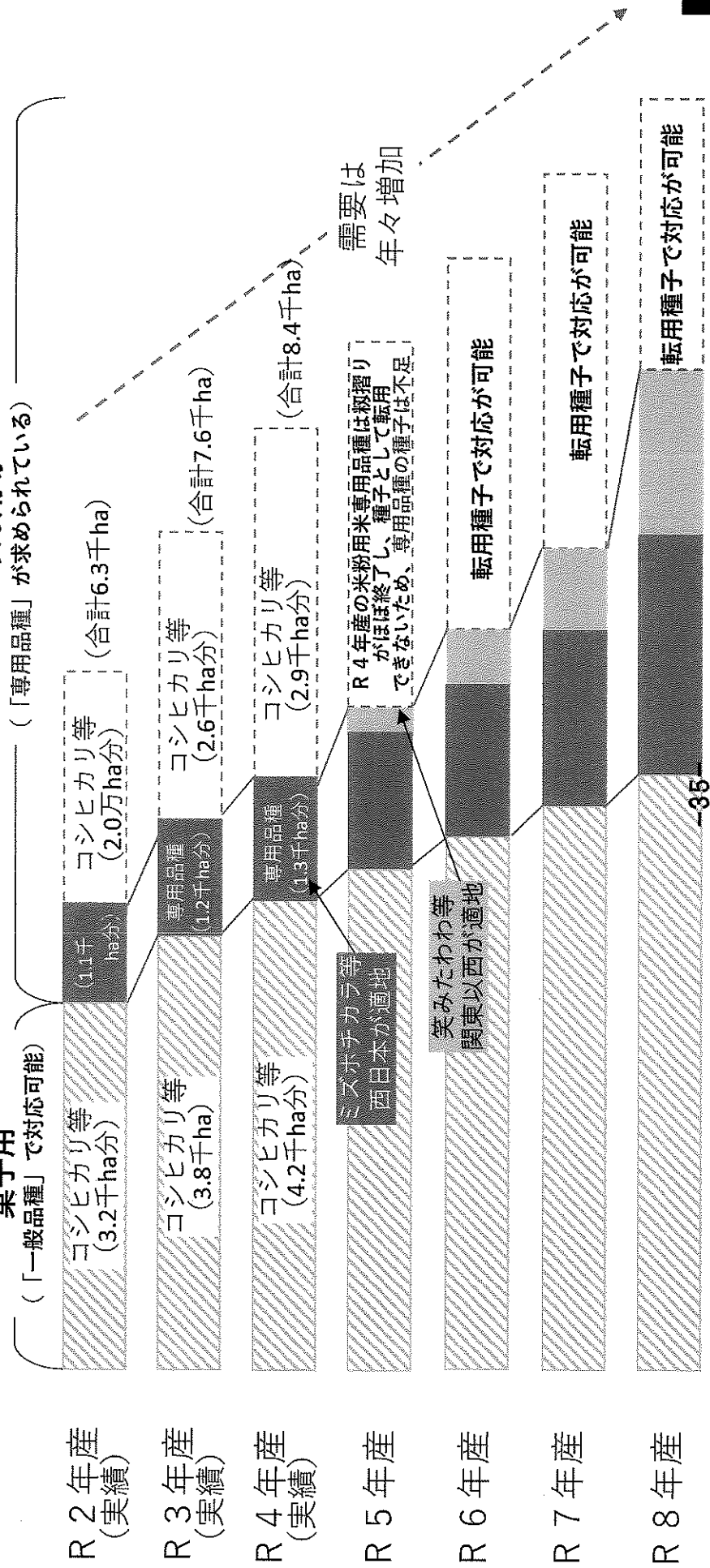
種子の増産スケジュール（米粉用米の専用品種）

- R4年産の米粉用米は、すでに多くが粳摺りを終了しており、今から種子としての転用※は困難。このため、R5年産の米粉用米について、専用品種を前提とする場合、種子が不足。
- R6年産については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に専用品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等の支援を検討。
- 実需者の意見も聴きつつ、需要に応じた専用品種の開発の支援も実施。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粳）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。

菓子用

パン・めん用等
（「専用品種」が求められている）



令和5年産以降の米粉用米への支援について

令和5年産	令和6年産
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来と同じ支援内容を措置（専用品種・一般品種を対象に数量に応じて、5.5～10.5万円/10a） ・ 今後、需要拡大が期待されるパン・麺用の専用品種については、新規事業（コメ新市場開拓等促進事業）により、9万円/10aの支援の活用も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用品種・一般品種への支援を継続

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

農地利用の団地化による生産性向上の取組への支援

- 麦・大豆や多収品種の飼料用米等への作付転換を定着させていくためには、農地利用の団地化により生産性を高め、所得の向上を図ることが重要。
- このため、農地利用を団地化して、畑地化やブロックローテーションに取り組む地域を対象として、地域の関係者間での農地利用の調整、種子の確保等の取組を支援。

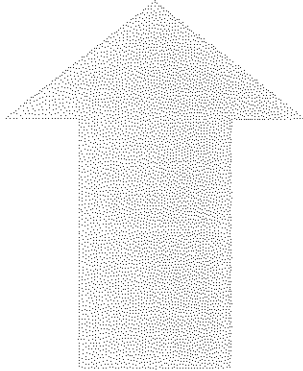
関連予算措置

令和4年度補正予算

畑地化促進事業(250億円)のうち
「産地づくりに向けた体制構築支援」

令和5年度当初予算

水田活用の直接支払交付金のうち
「産地づくりに向けた体制構築支援」



支援内容

1. 目的

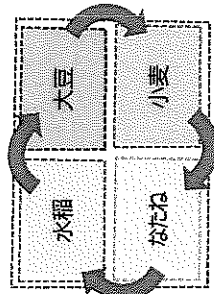
農地利用を団地化して、畑地化やブロックローテーションに取り組む地域を対象として、以下の取組を支援。
(1) 地域協議会当たり上限300万円)

2. 支援内容(例)

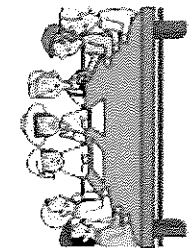
- 団地化に向けた関係者間での農地利用の調整
- 畑地化やブロックローテーションの実施に向けた圃場の調査
- 団地化による畑作物の収量向上等の実証・分析
- 新たなブロックローテーション体系構築のための試験栽培
- 麦・大豆・飼料用米(多収品種)・米粉用米(専用品種)等の種子の確保に係る取組 など

団地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

【田畑輪換の例(4年4作)】



BRの展示面の設置



畑地化等に向けた話し合い



畑地化やブロックローテーションのための現地確認

各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和5年5月作成)

都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、たちじょうぶ	そらゆたか
青森県	えみゆたか	ゆたかまる
岩手県		つぶゆたか、つぶみのり、たわわっこ
宮城県	べごごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば	東北211号
秋田県		秋田63号、たわわっこ
山形県		山形22号、山形糯110号
福島県		たちすがた、アキヒカリ
茨城県		月の光
栃木県		むさしの26号
群馬県		アキヒカリ、初星
埼玉県		
東京都		
神奈川県	べごごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亜細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのご、笑みたわわ	ふくおこし
山梨県		どんとこい、あきだわら
長野県		新潟次郎、アキヒカリ、ゆきみのり、亀の蔵、いただき、ゆきみらい
静岡県		やまだわら
新潟県		あきだわら、シャインパール
富山県		あきだわら、アキヒカリ
石川県		タチアオバ、もみゆたか
福井県		
岐阜県		
愛知県		

都道府県	多収品種	特認品種
三重県		タチアオバ、あきだわら、やまだわら
滋賀県		吟おうみ
京都府		あきだわら
大阪府		
兵庫県	べごごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亜細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのご、笑みたわわ	あきだわら、兵庫牛若丸
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		日本晴、コガネヒカリ
島根県		みほひかり
岡山県		中生新千本
広島県		中生新千本、ホウレイ
山口県		あきだわら
徳島県		
香川県		媛育71号
愛媛県		
高知県		
福岡県		ツクシホマレ、夢一献、タチアオバ
佐賀県	べごごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亜細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのご、笑みたわわ、ミズホチカラ、モグモグあおば	レイホウ、さがうらら
長崎県		夢十色
熊本県		タチアオバ、越のかおり
大分県		タチアオバ
宮崎県		タチアオバ、み系358、宮崎52号
鹿児島県		タチアオバ、ルリアオバ、ミナミユタカ、夢十色、夢はやと、くいつき
沖縄県		

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(1)

- 米粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、米粉パンには「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、米粉麺に適した「亜細亜のかわり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種を開発。
- 米粉に適した原料用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

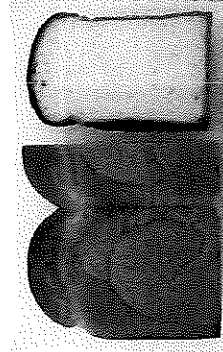
米粉パンに適した品種

ミズホチカラ

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収(686kg/10a)。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯(主に九州)。



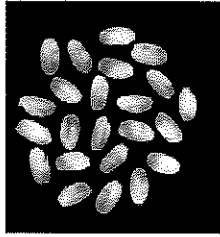
ミズホチカラ



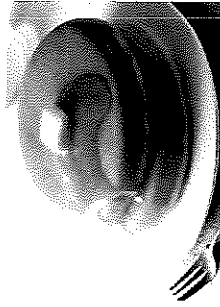
「ミズホチカラ」の米粉パン

笑みたわわ

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収(677kg/10a)。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適正に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地(関東以西)。



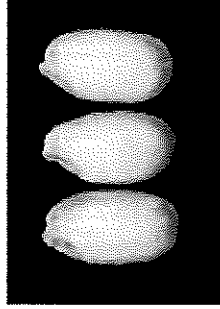
笑みたわわ



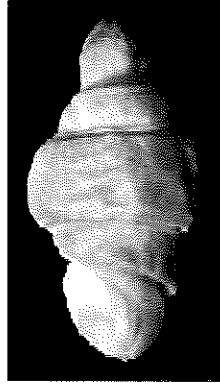
「笑みたわわ」の米粉パンケーキ

ほしのこ

- ・「ほしのこ」は製粉特性が優れ、米粉原料に向く品種。
- ・パン・洋菓子等として小麦粉の代わりに使える米粉が一般品種より容易に製造可能。
- ・栽培適地は北海道。



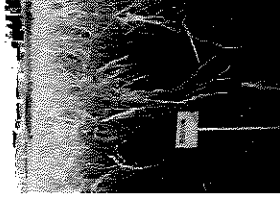
ほしのこ



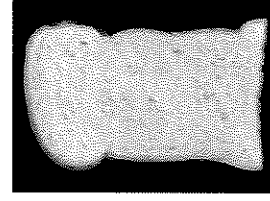
「ほしのこ」の米粉で作ったパン

こなだもん

- ・「こなだもん」の玄米収量は「ヒノヒカリ」とほぼ同じ。
- ・米粉の損傷デンプンが少なく、粒も細かいため、パンが膨らむ。
- ・焼いてから時間が経っても比較的固くなりにくいのが特徴。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地。



こなだもん



「こなだもん」の米粉パン

米粉パン・米粉麺に適した品種(2)

米粉麺に適した品種

ふくのこ

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



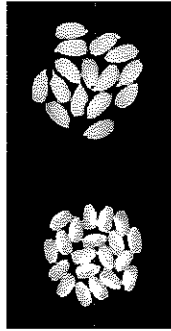
ふくのこ



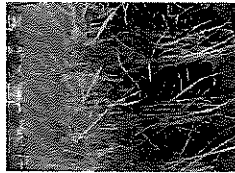
「ふくのこ」の米粉麺

亜細亜(あじあ)のかおり

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

越のかおり

- ・「越のかおり」は、アミロース含有率が33%程度の高アミロース品種。
- ・麺に加工すると茹でも溶けにくく、麺離れが良いので新しい食感。
- ・北陸では「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同じ中生品種。
- ・収量は「コシヒカリ」よりもやや劣るが、「キヌヒカリ」と同等。



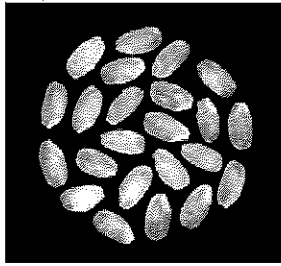
越のかおり



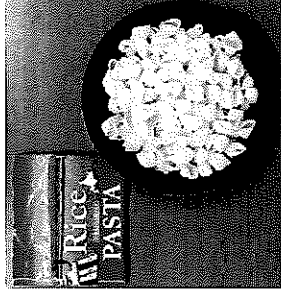
「越のかおり」を使った商品例-40-

北瑞穂(きたみずほ)

- ・「北瑞穂」はやや多収(600kg/10a)の高アミロース米品種。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



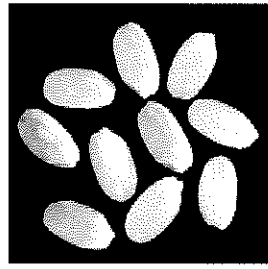
北瑞穂



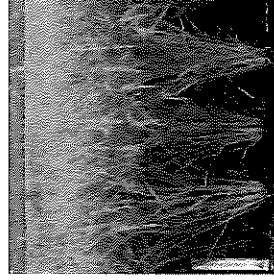
「北瑞穂」で試作したライスパスタ

あみちやんまい

- ・「あみちやんまい」はアミロース含有率が30%程度の高アミロース米品種。
- ・生育は「コシヒカリ」より早く、「ひとめぼれ」と同等。
- ・栽培適地は、東北中南部、北陸及び関東以西。



あみちやんまい

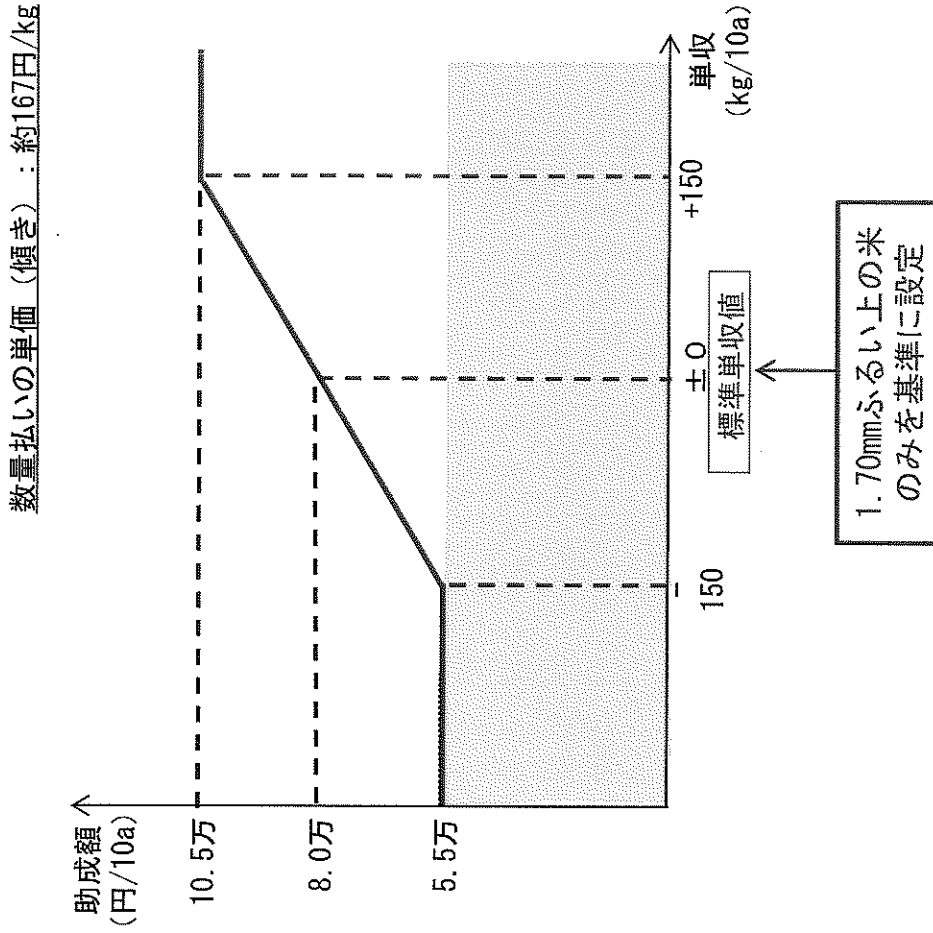


あみちやんまい

注) これら9品種は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日一部改正)において米粉専用品種として示された品種。
このほか、米粉専用品種には都道府県知事特認品種も含まれる。

飼料用米の申請項目の変更について

標準単収値を基準とした単価の算定 (変更無し)



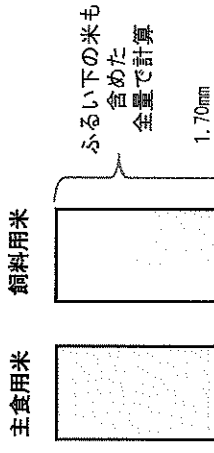
現在の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量 (ふるい下米を含めることも可)
農業者A	区分	10a	550kg
農業者B	一括	10a	536kg
農業者C	一括	10a	586kg
...

合計収量 (ふるい下米含めることも可)
により単価を計算

注 飼料用米の生産においては、「区分管理方式」又は「一括管理方式」が選択可能。
「区分管理方式」はほ場を特定する方式であるため、当該ほ場の「ふるい下米のみ含めることが可能」。
「一括管理方式」はほ場を特定せずに契約数量 (認定面積で生じうる量の範囲内) で、ふるい下米を任意に含めることも可) を出荷する方式。



標準単収値はふるい上の米で設定

主食用米と同じ基準で比較できるようにする

今後の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量	ふるい上*	ふるい下*
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...

収穫量の内訳を追加

※地域のふるい下の発生率で計算可

合計収量のうちふるい上の米により単価を計算

令和5年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策の見直し（稲作関係のみ）

[令和4年産]

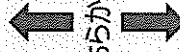
水田活用の直接支払交付金

作付面積に応じて、
[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a
- ・飼料用米・米粉用米の複数年契約(継続分のみ) 6,000円/10a



同一ほ場でどちらか一方のみ支援可



水田リバージョン事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
- ②低コスト生産等の技術導入を行う場合に、
- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
- ・加工用米 30,000円/10a

[令和5年産]

水田活用の直接支払交付金

作付面積に応じて、
[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a



同一ほ場でどちらか一方のみ支援可



コメ新市場開拓等促進事業【新規】

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入を行う場合に、
 - ・新市場開拓用米 40,000円/10a
 - ・加工用米 30,000円/10a
 - ・米粉用米（専用品種※） 90,000円/10a
- ※バ・めん用の専用品種

畑作等促進整備事業

【令和5年度予算概算決定額 2,000（一）百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆等の畑作物等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

【附帯事業】作付転換に応じた推進費

【実施区域】 農振農用地

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間5年以内 等

＜事業の流れ＞

1/2、定額等



民間団体等
(都道府県、市町村を含む)



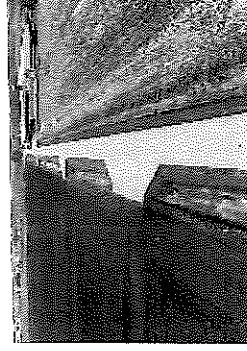
※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

＜事業イメージ＞

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備

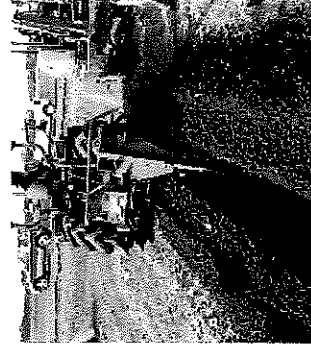


農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

畑作等促進整備事業

○ 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

事業概要	
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：200万円以上 ・農業者数：2者以上 ・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること） ・工事期間：5年以内
実施主体	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
事業内容	<p>1 定率助成（平地50%、中山間地域55% 等）</p> <p>(1) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 <p>(2) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整、地形図作成、農地集積、集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設・機械リース、専門家による指導助言・研修 <p>2 定額助成（標準的な工事費の1/2相当）</p> <p>(1) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 <p>(2) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利関係、農家意向把握等に係る調査・調整、果樹・茶に係る新植・改植支援、専門家による指導助言・研修

作付転換支援

- 受益地内の全ての水稲を畑作物・園芸作物に転換した場合※1
- ・定率事業について、ガイドライン※2上の農家負担額を上限とする推進費を交付
 - ・定額事業について、工事費単価を10/10相当に引上げ

※1 転換した農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外

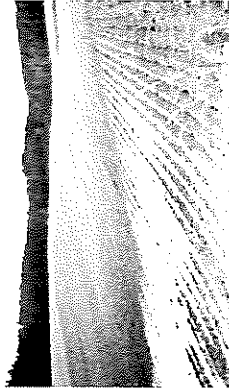
※2 土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良



園芸作物への転換

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づき粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、

農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

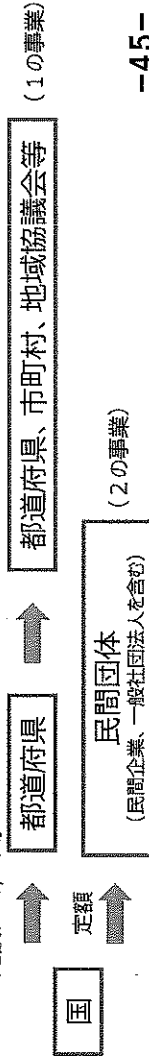
【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>

定額、5.5/10等



<事業イメージ>

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

<p>Step 1</p> <p>地域ぐるみの話し合いを区分し、実証的な取組を実施</p> <p>【地域ぐるみの話し合い】</p>	<p>【土地利用構想の概定】</p> <p>【農用地保全の実証的な取組】</p>
<p>Step 2</p> <p>土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施</p> <p>【土地利用構想図の策定】</p>	<p>【粗放的利用のための条件整備】</p> <p>【省力化機械の導入】</p>

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

○ 飼料自給率向上総合緊急対策のうち

耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業

【令和4年度補正予算額 2,956百万円】

<対策のポイント>

輸入飼料価格が高騰する中、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営への転換を推進するため、全国団体等の支援の下、畜産農家を支援する農協等が、耕種農家を支援する地域農業再生協議会等と協議会を構築し、マッチングを行うことにより、畜産サイドと耕種サイドとが長期の利用供給契約に基づき、国産飼料を供給する等、国産飼料の利用拡大のための新たな枠組みの構築を支援し、飼料自給率の向上を強力に推進します。

<事業目標>

飼料自給率の向上 (25% [平成30年度] → 34% [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 耕畜連携国産飼料利用拡大

① 国産飼料利用供給推進

協議会のマッチングにより、畜産農家等が耕種農家等から長期（3年以上）の利用供給契約に基づき、飼料作物の供給を受け、当該畜産農家等が耕種農家等に対し、飼料分析・給与情報等を提供する取組を支援します。

【交付対象】青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草 7,800円/t以内
子実用とうもろこし 12,000円/t以内

※交付対象重量は、国産飼料作物について利用拡大した数量とする。

② 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

①の取組において飼料生産組織が飼料作物の生産作業を行うのに必要な機械等の導入を支援します。

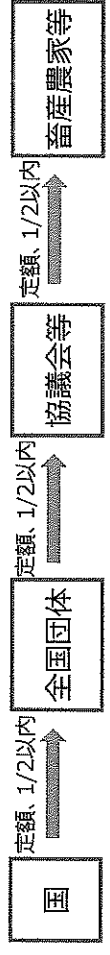
2. 耕畜連携国産飼料利用拡大推進（地域推進型）

農協等が地域農業再生協議会等と協議会を構築して行う、畜産農家等と耕種農家等の国産飼料作物の利用供給のためのマッチング活動や、耕種農家等に対する飼料作物生産に係る技術指導等の取組を支援します。

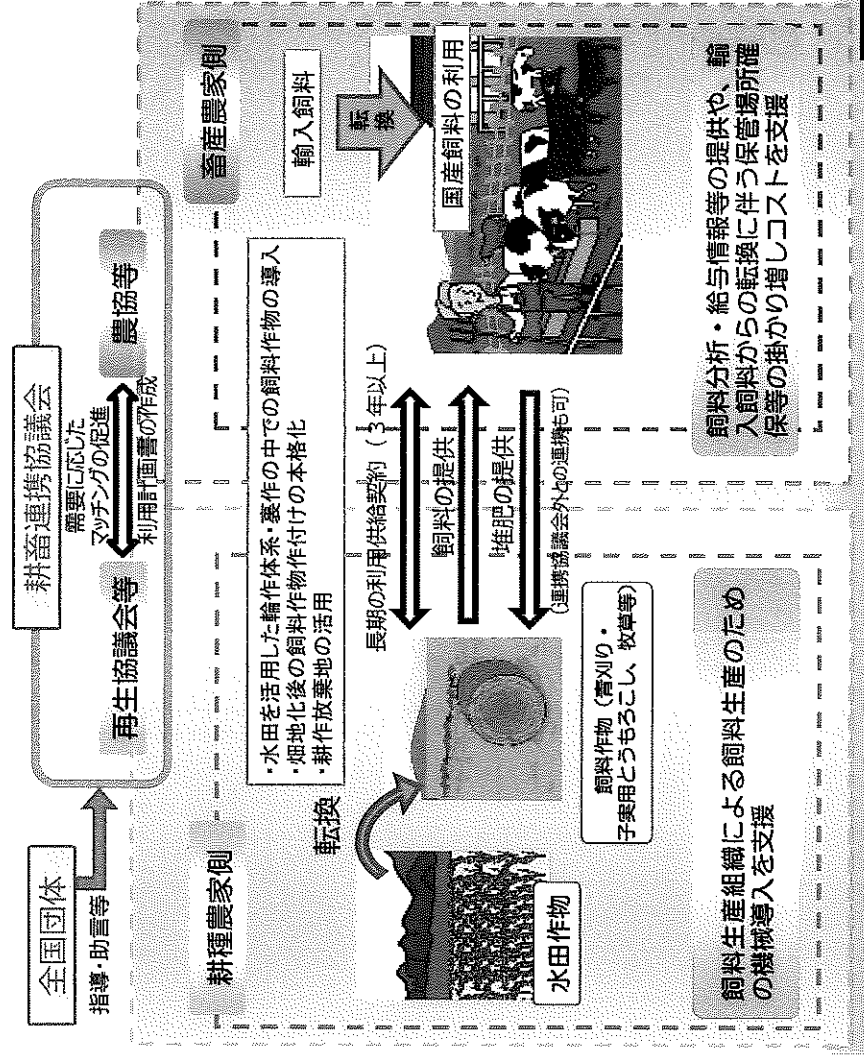
3. 耕畜連携国産飼料利用拡大推進（全国推進型）

全国団体が行う協議会等に対する指導・助言の取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



水田農業の未来を考える動画コンテンツの配信について

令和5年産の作付計画や中長期的な産地づくりの方針などを検討する際に必要となる、水田農業の取組方針や、飼料用米の支援のあり方、米の輸出、麦、大豆などの各品目の需給動向などの情報を解説動画として配信します。

地域における産地づくりの話し合いの際などに是非ご活用ください。

昨年は
計2.2万回
再生！

YouTube (MAFFチャンネル) に公開中！ぜひご視聴ください！



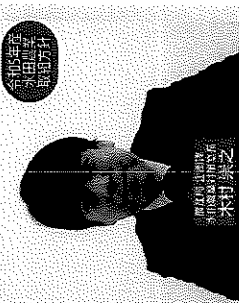
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xxwflSmCIHjzqYA8sDr6w3Sfcl>

1-1. 令和5年産に向けた水田農業の取組方針

1-2. 畑地化支援について

1-3. 令和5年度水田関連予算

【企画課水田農業対策室長】木村 崇之



2. 米の輸出をめぐる状況について

【企画課

戦略的輸出事業者対策班]

課長補佐

富吉 要一郎

with 木村室長



3. 米粉をめぐる状況について

【穀物課

新用途米穀推進班]

課長補佐

小俣 範雄

with 木村室長



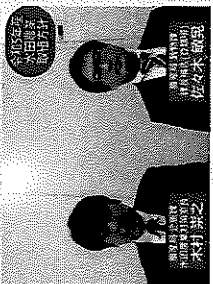
5. 大豆の需要について

【穀物課 豆類班]

課長補佐

佐々木 敏晃

with 木村室長



6. 野菜の需給動向等について

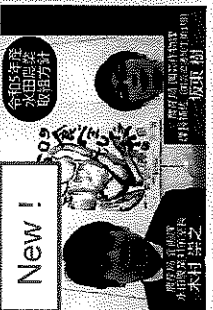
【園芸作物課

園芸流通加工第1班]

課長補佐

坂東 樹

with 木村室長



4. 需要に応じた麦生産

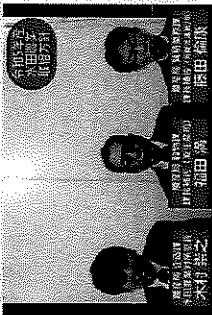
【貿易業務課 消費流通第2班]

課長補佐 藤田 倫康

【穀物課 麦生産班]

課長補佐 福田 満

with 木村室長



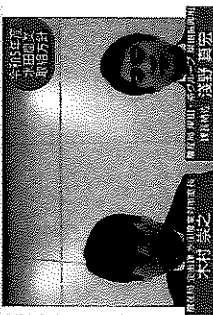
7. 果樹の需給動向について

【園芸作物課 果樹振興班]

課長補佐

浅野 真宏

with 木村室長



8. 土づくり (地力増進作物) ・有機農業

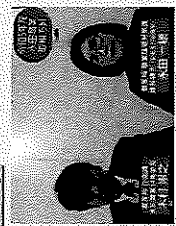
【農業環境対策課

総括及び総務班]

課長補佐

永田 一穂

with 木村室長



9. 水田における飼料作物(青刈りとうもろこし等)の生産拡大について

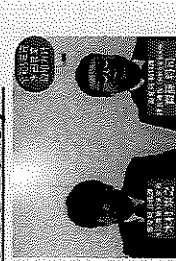
【畜産局飼料課

飼料生産振興班]

課長補佐

齋藤 将司

with 木村室長



農林水産省 農産局 企画課

水田農業対策室 土地利用型農業調整班

【電話】03-6744-7135 (内線4778)

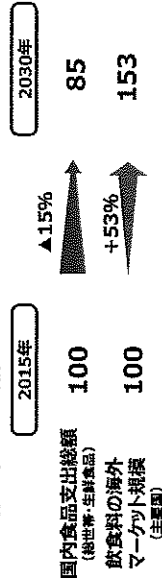
1. 農林水産業を取り巻く情勢の変化

○ 生産者の減少・高齢化
直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し
高齢化や農地面積の減少も進行。

1995年	60代以下		平均年齢	農地面積
	人数	割合		
256万人	205万人	78.0%	59.6歳	504万ha
2022年	123万人	53万人	67.9歳	435万ha
		(43%)		

※1 2022年2月1日現在
※2 2021年の数値
出典：農林水産省「農村再生ビジョン（令和3年版）農林水産部版」
※3 令和4年度農林水産省「令和4年度農林水産部版」

○ 国内市場の縮小



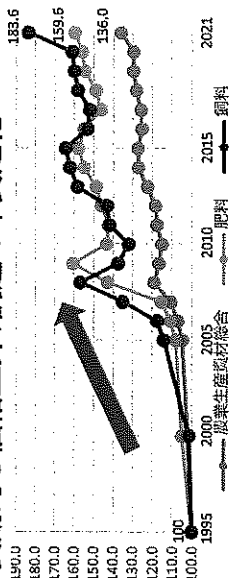
出典：国内食品支出総額については、2015年を基準として、全期間平均成長率に基づき算出した見込み値で、2030年は
海外市場による増加・減少の差を補った見込み値。海外市場のマーケット規模は、A7（アグリ）の海外市場に農産物の輸出額を以て、いずれも
2015年を100とする見込み値。

○ 地球環境等への配慮のルール化

「Farm to Fork戦略」(2020,5)※
2030年までに化学農薬の使用
及びリスクを50%減、有機農業を
25%に拡大

※ 欧州の規制可能なシステムへの転換はアプローチを用いた見込み。

○ 国際的な需要の増加による生産資材等の 長期的な価格上昇、調達不安定化



出典：農林水産省「農産物価格変動調査」(1995年～2021年)100%の農産物の価格。

※食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(第1回・第3回)資料抜粋

2. 農林水産政策の展開方法(第1回基盤本部)

食料安全保障の
強化

スマート農林水産業等
による成長産業化

農林水産物・
食品の輸出促進

農林水産業の
グリーン化

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の状況を踏まえ、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、総合的な検証・見直しを進めるよう岸田総理から指示。

○ 経緯

令和4年9月9日 岸田総理の指示を受け、野村農林水産大臣が検討を指示。
令和4年9月29日 食料・農業・農村政策審議会の下に「基本法検証部会」を設置。

○ 検証部会

【これまでの議論】

検証部会は10月18日の第1回以降、月2回程度のペースで開催され、2月10日の第9回までに基本理念に係るテーマごとに有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施。

- ・ 食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)
- ・ 農業の持続的な発展 ・ 農村の振興 ・ 多面的機能の発揮

【今後の進め方】

令和5年2～4月 これまでの有識者ヒアリング等を踏まえ、以下のテーマについて議論。
・ 基本理念 ・ 施策の方向(食料、農業、農村・環境) ・ 基本計画

令和5年5月 取りまとめに向けた議論を開始。

令和5年6月 食料・農業・農村政策の新たな展開方向について中間取りまとめ。

3. 食料安全保障強化政策大綱の策定(令和4年12月27日)

○ 食料の安定供給の基盤強化に向けて継続的に対策を講ずるため、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において大綱を策定。

○ 食料安全保障の取組を中心に大綱に位置付けつつ、スマート、輸出、グリーン化も対策を取りまとめ。

○ 現在進められている基本法の検証・見直しの結果を踏まえ、大綱に基づく施策を見直し。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」①

テーマ：食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)

第1回(R.4.10/18) 食料の輸入リスク

【ポイント】

- 輸入は食料安定供給に重要な手段
- 近年、輸入が不安定化
- 日本の輸入シェア・購買力の低下
- 生産資材の輸入リスクも考える必要

【論点】

- 左記の輸入リスク直面を踏まえ、施策を考えることが必要か
- ✓ 輸入に依存する食料の国産化、肥料について、国内資源の有効活用を進める。
 - ✓ 輸入依存の大きい食料・生産資材について、輸入の安定に関する施策を検討する。

第2回(R.4.11/2) 国内市場の将来展望と輸出の役割

【ポイント】

- 食料安定供給について、国内市場のみを対象とすることは、持続可能な農業の制約要因。
- 持続的な農業の確立のため、成長する海外市場も視野。
- 安定的な食料供給のために、農業・食品産業の事業継続の阻害要因を取り除く必要。

【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。
- ✓ 我が国の農業・食品産業を国内に加え、海外市場も志向する産業に転換する。
 - ✓ 輸出促進のため、①輸出産地の育成、②官民での組織づくりを強化。
 - ✓ 持続的な農業・食品産業のため、適正な価格形成の在り方について検討する。
 - ✓ このような取組を進めるため、フードチェーン全体が参加する業種横断的な仕組みづくりを検討する。
 - ✓ 持続的な農業・食品産業のため、円滑な世代交代、事業継承を進める。

第3回(R.4.11/11) 国際的な食料安全保障に関する考え方

【ポイント】

- 国際的には、「国民一人一人が健康な食生活を享受できること」が主流。
- 英国は、平時において定期的に食料安全保障にかかる指標を手エック。
- 日本も、平時の食料安保リスクが顕在化。
- ① 国際価格の変動等、輸入リスクが増加。
- ② 不採算地域には、モノが届けられない。
- ③ 経済的弱者が食生活を維持できない。

【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。
- ✓ 輸入リスクへの対応や国民一人一人が健康な食生活を享受できないことを位置づける必要か。
 - ✓ 国民の健康な食生活を確保するため、都市部も含め、以下のような点を考えることが必要か。
 - ① 食品アクセス困難者や経済的弱者への対策の在り方
 - ② 国民の生涯を通じた健全な食生活実践に向けた知識や判断力の習得
 - ③ 国民に食料を届けるため、特に地域の食品製造・流通・小売による供給体制の在り方
 - ✓ 平時の食料安全保障に対し、改善を手エックしていく仕組みが必要か。
 - ✓ 不測時の食料安全保障の定義の明確化や、不測時の対応について、改めて検討する必要。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」②

テーマ：農業の持続的な発展

第4回(R.4.11/25) 人口減少下における担い手の確保

【ポイント】

- 今後20年で、基幹的農業従事者数は現在の約1/4まで激減。(約120万人→30万人)
- 「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等が農地等の農業生産基盤の維持や食料供給に重要な役割。
- 今後、法人経営は、食料生産・供給で重要な役割。一方で、経営基盤は他産業と比べて脆弱。また、雇用労働力の確保が課題。
- 外国人労働者の安定的な確保のためには、環境整備が必要。
- かつての主たる農業者層のような規模で若い就農者を確保することは困難。

【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か
- ✓ 離農する経営体の農地の受け皿を確保することから、
 - ① 引き続き、地域農業に欠かせない個人経営の経営発展を支援する必要がある一方、
 - ② 農業法人について、現行基本法にある「法人化の推進」だけでなく、その果たすべき役割を明確化しつつ、経営発展を支援していくことが必要ではないか。
- ✓ 農業法人が持続的に食料供給の一定割合を担っていくためには、
 - － 農業法人の経営基盤の強化の在り方
 - － また、雇用労働力の確保の必要性から、労働環境の整備や地域内外での労働力の調整の在り方を検討することが必要ではないか。
- ✓ 個人は、経営継承で持続性の課題を抱え、後継者、新規就農者を確保する必要があることから、
 - － 多様な手法で多様な人材の就農を促すことが必要ではないか。
 - － 経営を継承する者の確保や円滑な経営継承のための方策を検討すべきではないか。

第5回(R.4.12/9) 需要に応じた生産

【ポイント】

- 旧農業基本法では、選択的拡大の考え方のもと、農業生産の調整に取り組んできたが、価格政策が併せて行われた結果、需給のミスマッチを招いた。
- 現行基本法では、価格政策から脱却し、農産物の価格を市場に委ねることによって、需要に応じた農業生産が行われることを期待したが、生産側は需要に合わせるようシフトできず。
- その背景には、稲作経営は他品目に比べ農外収入が大きく、生産構造から転換できておらず稲作が固定化したことが挙げられる。
- 食料安保の観点から農地の有効利用が必要だが、水稲作中心の生産体制が温存の一方、需要ある作物への転換が十分に進まず、現場では農地余り。
- 今後、我が国が急速に変化していく中、水稲作中心の構造を転換し、生産増大を求められている小麦、大豆、飼料等を生産していく必要。

【論点】

- 食料安保の観点から、需要に応じた生産に誘導するため、市場に委ねるだけでなく、
 - － 二一ズのある作物への転換について、政策として推進する必要がある。
- 地域計画なども活用し、水田を畑地化し、耕地利用率を高めつつ、食料安配上、増産が求められる小麦、大豆、野菜、飼料等の生産に転換することが重要。
- 各品目については、以下のような取組も必要ではないか。
 - ✓ 米：畑作物への転換、水田の畑地化等を促す仕組み検討、海外市場の更なる開拓、米粉需要への対応、業務用米の安定供給を推進。それぞれに適した専用品種の作付を推進。
 - ✓ 小麦、大豆：供給量の安定化、需要に応じた品質の確保、生産性の向上の取組。
 - ✓ 野菜：加工用、冷凍野菜の需要増加が見込まれる中、国産で対応するため、加工に適した品種の導入、作付・流通体系の導入、生産性の向上の取組。
 - ✓ 果樹：需要減少を上回るペースで生産が縮小していることを踏まえ、省力化等に対応した樹園地の整備や担い手・労働力の確保等の生産供給体制の強化。茶は、海外需要のある有機栽培茶の生産拡大を図っていくべき。
 - ✓ 飼料：畜産農家による自給飼料増産に様々な課題があることを踏まえ、畜産側と耕種側が意欲的かつ持続的に連携する体制をどのように実現させるかなど、飼料自給率を向上させる更なる施策の検討。

テーマ：農業の持続的な発展

第6回(R.4.12/23) 食料安定供給のための生産性向上・技術開発

【ポイント】

- 諸外国では、農業経営体数や耕地面積が減少する中でも生産性を向上させ、農業生産を増加させてきており、日本においても生産性向上の余地は存在。土地生産性や労働生産性を飛躍的に向上させるためには、技術革新が必要。
- 先端技術を活用したスマート農業の実装に当たっては導入コストの低減が課題。そのため、農業支援サービス事業者へのアウトソーシングが必要。
- 生産性向上には品種開発も重要であり、育種システム・体制の刷新が必要。
- 農業の研究開発競争が加速化の中で、研究投資の充実、我が国で頑張る農業分野でのスタートアップの活性化が重要。

【論点】

- 人口減少により、農業経営体数が減少し、農地の有効利用も課題になる中で、食料の安定供給を実現するためには、特に国産化が求められる品目を中心に生産性の向上を推進していく必要。
- 生産性の向上については、スマート農業の導入が重要になるため、労働生産性の向上に向けた戦略的な技術開発、導入の推進を図る必要。
- また、スマート農業の実装にあたっては、農業者の過剰投資を招かないよう、アウトソーシング先としての、農業支援サービス事業者の育成・普及を図る必要があるのではないかと。
- 農業者の支援にかかる事務負担の軽減や、スマート農業に必要なデータを充実する上でも、行政との関わりが深い食料・農業・農村施策の分野においては、国及び自治体のDX化を進めていく必要があるのではないかと。
- 新品種の開発が維持されるよう、研究開発の充実、国・自治体・民間会社の連携を進める必要。また、品種開発に当たっては、海外市場も視野に入れた品種の開発を促進する必要。
- 基礎研究がこれまでの画期的な技術・品種開発を下支えしてきた一方、資金や人材、施設の老朽化を始めとした研究環境が諸外国に見劣りする中で、今後は民間投資も含めて資金調達を確保する等、研究基盤を強化する必要がある。

第7回(R.5.1/13) 持続可能な農業の確立

【ポイント】

- 現行基本法では、農業の外部経済効果を多面的機能として位置づけ。
- 農業の環境負荷などの外部不経済効果が着目される中で、食料供給も生態系のサービスのひとつと見直し、トータルの生態系サービスを向上させるという議論が主流。
- 農業における、人権配慮、アニマルウェルフェア等の社会的課題も提起されている。
- 持続可能な農業を主流化にするべく、各国では農業施策を見直し。
- 食品産業も持続的に生産された原料を使用し、食品ロスを削減する等、持続可能な産業に転換する方向。
- 我が国はこれらを踏まえ、みどり戦略に取り組むが、環境や持続可能性に配慮した行動の変化が求められるため、消費者意識の醸成が必要。
- 気候変動等の環境変化が農業に及ぼす栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などにも適切に対応する必要。

【論点】

- ✓ 我が国においても、食料供給を生態系サービスのひとつと位置づけるといふ国際的な議論に合わせ、持続可能な農業を主流化する必要があるのではないかと。
- ✓ 食品産業や流通・消費も含め、フードチェーン全体で、食品ロス削減や持続可能性に配慮した輸入原材料調達、小売・流通や消費者の行動変容など、持続可能性に向けた取組が必要ではないかと。
- ✓ 持続可能な農業を一部の人の取組ではなく普遍的なものとするため、地域全体で取組を進める仕組みや、それを実現するための「政策手法のグリーン化」を推進する必要があるのではないかと。
- ✓ 気候変動等による栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などのリスクが広がる中、品種開発、技術開発や水際対策の強化等に加え、個々の生産者・生産地域においても、リスク管理の意識を更に高め、対応を強化する必要があるのではないかと。

テーマ：農村の振興

第8回(R.5 1/27) 農村の振興

【ポイント】

- 農村では人口減少・高齢化のスピードが速く、集落の小規模化や集落活動の停滞の悪化の懸念が高まっている。
- 農村の維持のため、人口減少・高齢化を補う移住・定住、二地域居住、関係人口の増加を図る取組等が進められている。
- 用排水施設などのインフラの維持が重要。
- ダム、頭首工等の基幹施設の維持管理については、主に土地改良区が担っているが、農業者数が減少する中、施設の集約・再編・撤去やICT等の活用による維持管理の効率化が必要。
- また、水路等の末端施設の維持管理については、集落や農業者等による共同活動で担われているが、非農業者の参画を促進する一方で、農業者、非農業者ともに減少することを踏まえた対策の検討が必要。
- 鳥獣被害も顕在化しており、鳥獣被害対策も必要。

第9回(R.5 2/10) 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化

【備蓄】

- 国民への食料の安定供給については、国内の生産の増大を図りつつ、輸入と備蓄を適切に組み合わせて行うこととしている。
- 輸入に依存している品目・物資の備蓄をはじめ、国内需要や輸入先国の調達リスク等も考慮して食料安保の観点からも備蓄を活用が必要。
- 一方、備蓄運営は少なくとも費用負担を伴う仕組みであり、適切な水準を含め、効果的・効率的な備蓄運営の在り方を検討する必要。

【食品安全・食品表示】

- 基本法施行後20年の間、2003年に食品安全基本法を制定し、世界的な潮流となったリスク分析やフードチェーンアプローチ等の考え方を導入、食品安全の確保に関する体制を整備・強化。
- 米国やEU等では一部の食品についてHACCPベースの食品安全管理を国内外問わず求めるなど、食品安全の確保は国民の健康保護はもとより産業競争力にも直結する課題。
- 食品表示制度は、国際基準との整合性の観点を踏まえ、見直しを進めていく。食品安全の確保に係る各種リスク管理措置は、科学的知見に基づき行われている国際的に共通なリスク分析等の考え方を踏まえ、見直し・対策の充実強化。

【知的財産】

- 優良品種が海外流出し、得られるべき利益を逸している事例が相次いでおり、知的財産の適切な管理・活用は、農業競争力の維持強化に不可欠。
- 他方で、農業分野では、生産技術や品種等の知的財産としての価値の認識等に乏しいことから、農業者等の意識の普及・啓発、流出防止等を協力に進めるべき。
- また、植物品種の「育成者権管理機関」の設立をはじめとして、農業・食品分野の知的財産の管理・活用に向けた取組を一層推進していくべき。

【論点】

- ✓ 農業生産活動を継続するためには、農村コミュニティの機能を維持することが不可欠であることから、農村部への移住・関係人口の増加、起業による就労機会の増大などに向け、関係省庁や自治体、民間企業と連携して取り組む必要があるのではないか。
- ✓ 一方で、自然減により、農村の共同活動によって担われてきた用排水施設の管理機能が低下することは避けられない問題であることから、人口減少を前提として、管理対象や管理主体を明確にした上で、その管理の継続の在り方を検討すべきではないか。
- ✓ 農業者数の減少を見込んだ上で、農業生産活動の継続のみならず、住民の安全確保にも資するよう、鳥獣被害の防止のための体制整備を行う必要があるのではないか。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」①

第10回(R.5 2/24) 今後の展開方向(基本理念)

(1) 国民一人一人の食料安全保障の確立

食料安全保障の定義を、国民の視点に立って、「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。そのために以下を行う。

① 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

都市部を含めて、買い物困難者等の解消や、経済的理由により十分な食料を手でできない者を支援するフードバンクの活動の強化のため、地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制を整え、食品への良好なアクセスを確保すること。

② 食料の安定供給のための総合的な取組

食料の安定供給については、国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用なども一層重視すること。

③ 海外市場も視野に入れた産業への転換

人口が減少し、国内市場が縮小する中で、農業及び食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換すること。

④ 適切な価格形成に向けたフードシステムの構築

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能なフードシステムを構築し、市場における適切な価格形成を実現する。

(2) 環境負荷の低減を図る持続可能な農業・食品産業への転換

気候変動・海外の環境規制に対応しつつ、将来にわたって食料を安定的・持続的に供給できるよう、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す。

(3) 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営

今後、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定され、農地の集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業技術、新品種の導入を始めとして生産性を向上することによって、農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する。

(4) 農村への移住・関係人口の増加、農村コミュニティの維持、農村のインフラ機能の確保

地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等を通じて、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創出などによって農村部と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加を表現することで農村のコミュニティ機能を維持する。また、人口減少により農村としての機能が低下した地域においても農業生産活動を維持するための生産基盤の維持管理を図る。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」②

第11回(R.5 3/14) 今後の施策の方向(食料)

- (1) 食品アクセス(国民一人一人の食料安全保障、食品流通問題)
産地から消費地までの幹線物流の効率化など、食品流通上の課題への対応を強化。地域ごとに食品アクセスに関する課題や実態を把握、食に関する関係者が連携する体制の構築を支援。国民の健康な食生活確保の立場から食品関連事業者やフードバンク等の役割明確化・支援強化。
- (2) 適正な価格形成のための施策
需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要。フードチェーンの各段階でのコストを把握し共有。生産から消費に至るフードシステム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討。適正価格は、消費者や事業者など関係者の理解醸成が必要。
- (3) 食品産業の持続的な発展
原材料調達先の多角化や国産原材料の利用促進、生産性向上、輸出拡大、海外進出、事業承継の円滑化を推進、原料調達等で持続性のある食品産業への移行を一層推進。持続可能な供給に資するバイオテクノロジーやデジタル技術が発展、新技術活用や新ビジネスモデル育成を促進。
- (4) 食料消費施策
海外市場を見据えた農業・食品産業への転換。安定的な輸入確保を図る食品安全等のリスク管理を措置。食品表示は必要に応じて見直し。安全性の確保や環境に配慮した食品生産にはコストを要することの消費者理解の醸成。消費者への適切な情報提供、食育等の推進も通じて、消費者自らが消費生活の必要な知識を習得、必要な情報を収集、持続可能な食料の供給に一層積極的に関与できるように促し。
- (5) 輸出政策(国内農業生産の維持に不可欠な要素として位置付け)
輸出を国内農業・食品産業の維持・強化に不可欠な要素として位置付け、農業者等に裨益する効果を検証。輸出産地の形成や食品安全・環境に係る規制対応のための施設整備、人材育成により供給力を向上。海外の消費者・実需者のニーズに対応したフードシステムを構築。
海外の食品安全・環境の規格・基準に輸出事業者が対応する必要があるが、輸出の裾野を広げるため、我が国の規格・基準の国際標準化を推進。
- (6) 輸入政策(水際での検疫、輸入の安定化)
輸入に伴う動物疾病や植物病害虫の侵入リスクに対応した、水際検疫の強化。農産物や生産資材の安定輸入のため海外情報の収集や情報共有、投資拡大を促進。輸入先との間で、政府間・民間事業者間で安定的な輸入に係る枠組み作りなどを推進。
- (7) 備蓄政策
食料安保の観点から備蓄制度を有効活用していくべく、輸入依存品目・物資についても国内需要、海外での生産や保管状況、海運などの輸送、財政負担等も総合的に考慮し、適切な水準を含め効果的・効率的な備蓄運営の在り方を検討。
- (8) 不測の事態における食料安全保障
事態宣言の手続き明確化、最低限度必要な食料の平時の確保水準・増産・生産資材割当、流通統制や国民への配分の実効性のある対応検討。
- (9) 世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進
途上国での食料生産を強化し国際需給の安定化を図りつつ、我が国への食料供給を行う途上国の流通ルート確保に資する国際協力を推進。

第12回(R.5 3/27) 今後の施策の方向(農業)

(1) 個人経営の経営発展の支援

引き続き効率的かつ安定的な農業経営の相当数を占めると想定され、地域農業に欠かせない経営発展意欲のある個人経営について、今後もその経営発展を支援、農地をはじめとした経営基盤が第三者を含め円滑に継承されるための対策を講ずる。

(2) 農業法人の経営基盤の強化等

持続的な食料供給を行うためには、離農する経営の農地の受け皿となる農業法人が、将来にわたり安定的に農業経営を継続していく必要。その経営基盤強化のため、経営を行う上で標準的な営農類型ごとの財務指標の水準を整理し、効率的かつ安定的な農業法人像を明確化、その実現のための施策を実施。また、適正な価格形成を通じた経営発展・経営基盤の強化の観点から、原価管理を含めた農業者の経営管理能力の向上などを促進。

(3) 農地の確保及び適正・有効利用

我が国の食料安全保障を強化するため、食料生産基盤である優良な農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要。また、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化し、その実現に向けて、農地バンクの活用により農地の集積・集約化を進めていく。その際、食料安全保障・地域の所得向上の観点に立って、地域の将来の農業の在り方を話し合い、どのような作物を生産していくかを決めていく必要。

(4) 需要に応じた生産

国産転換が求められる小麦、大豆、飼料作物について、国内生産の増大を積極的かつ効率的に図る。また、加工・業務用野菜、米粉用米などの加工や外食等で需要の高まりが見込まれる作物についても、水田の畑地化・汎用化などを通じて、生産拡大・定着を図る。

(5) 農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化

ダム、頭首工等の農業用排水施設等について、集約・再編、省エネ化・再エネ利用、ICT等の新技術活用等を推進し、維持管理を効率化。また、ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生防止のため、ドローン、ロボット等も活用して施設の管理水準を向上、適期の更新整備を推進。さらに、土地改良区の合併、区域拡大や事務連合の設立、多様な主体との連携を促進。

(6) 人材の育成・確保

外国人労働者も含め多様な雇用労働力の確保が重要。労働環境の整備や地域内外での労働力調整に関する施策を行う。また、雇用確保や事業拡大、新技術の導入などの様々な経営課題に対応できる人材の育成・確保を図るため、農業教育機関等における教育内容の充実、高度化や、農業者のリスキリングを推進。加えて、生活者の視点を持つ女性農業者が力を発揮できるよう地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を推進。

さらに、国産農産物や環境に配慮した食品などを積極的に選択する意識を事業者も含め国民に醸成するため、こどもから大人までの世代を通じた農業体験などの食育や地産地消といった施策を官民が協働して幅広く進めていく。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方法」③

第12回(R.5/3/27) 今後の施策の方向(農業)

(7) 生産性向上のためのスマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDX

生産性向上のために必要な技術や品種の開発・普及、これらに資するほ場の大区画化、情報通信環境等の基盤整備や人材育成、規格策定・標準化等の環境整備を進める。また、スマート農業等の先端技術を活用した作業代行等を提供する農業支援サービス事業者の育成・活用を推進する。デジタル技術やデータを活用した生産性の高い農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を提供する農業を実現するため、農業・食関連産業のDXに向けた取組を進め、生産から流通、販売におけるイノベーションを効果的かつ効率的に推進し、生産性向上を図っていく。

さらに、スマート農業や品種開発など国際的な研究開発競争が激しい分野においては、産学官連携による研究開発の推進、研究開発型スタートアップの育成、民間の研究開発投資の充実を図る。

(8) 農福連携の推進等

障害者等の就労や生きがいづくり、新たな働き手の確保の観点から、農福連携の推進のための施策を推進。農業分野における女性農業者及び高齢農業者の参画・活躍がますます重要となる中で今後も引き続きその推進を図る。

(9) 知的財産の保護・活用の推進

我が国農産物のブランドや品質価値を守るため、種苗法やGI法など知的財産の保護に係る法令に基づき審査や実行体制の充実を図るほか、栽培技術等の営業秘密の管理、商標やGIを活用したブランド化等を含め、農業分野において知的財産を戦略的に活用できる専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力を強化。知的財産の創出や保護に係るコストを価格に反映し、適切なライセンス収入を得られるような知財ビジネスを普及、公的機関や中小種苗会社などの育成者権者の知的財産の保護・活用を促すための育成者権管理機関の設立及びその取組を推進。

(10) 経営安定対策の充実

各種品目別の経営安定対策や、収入保険などのセーフティネット対策を引き続き講じていくとともに、普及・利用を促進。

(11) 災害や気候変動への対応強化

気候変動や災害等に強い農業の構築のため、気候変動に適應する技術や品種の開発・普及、気候変動等の影響を考慮した作物の導入、生産基盤の防災・減災機能を維持・強化。

(12) 生産資材の価格安定化に向けた国産化の推進等

生産資材、輸入価格の変動による経営への影響を回避するため、生産資材ごとの状況に応じて輸入の安定化や備蓄に関する施策に取り組みつつ、使用低減の努力に加え、国内資源を有効活用。輸入に依存する肥料は、国内での使用削減や、たい肥、下水汚泥資源の利用拡大を積極的かつ効果的に図る。

(13) 動植物防疫対策の強化

気候変動や国境を越えた物流・交通の活発化を踏まえ、疾病や病害虫の侵入・まん延リスクにも対応した水際及び早期発見・早期防除に係る対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底等の国内防疫対策の強化、これらに必要な技術開発を進める。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」④

第13回(R.5 4/14) 今後の施策の方向(農村)

- (1) 人口減少下における末端の農業インフラの保全管理
市町村の関与の下、農地の農業上の利用や粗放的な管理、林地化といった最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、畦畔の拡幅、法面の被覆等による作業の省力化やICT導入やDXの活用等による作業の効率化、施設の集約・再編を推進する。あわせて、集落間の連携、共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進、土地改良区による作業確保等、保全管理を継続できるようにするための施策を講ずる。
- (2) 農村におけるビジネスの創出
農村人口の維持に向けては、農村における仕事と生活の画面での利便性の向上等を図るため、農村における産業の振興や農村での起業を進めるための施策を講ずる。加えて、積極的に都市から農村への移住を進め、具体的な方策として、転職を必要としない移住等、政府全体で、DXを進めるための情報基盤の整備など、自治体間の連携を促進しつつ、農村における新たな環境整備を進める。
- (3) 都市と農村の交流、農的関係人口の増加
特定の農村に継続的な関係を持つ者を増加させていくことで、当該地域における消費の拡大やボランティアなどによる集落機能の補完などを進める必要。農業・農村に関わる関係人口を増加させるため、従来の都市と農村の交流に加え、二地域居住や農泊などの推進、非農業者が農村の共同活動に参加するための農村RMQなどの整備を推進する。
- (4) 多様な人材の活用による農村の機能の確保
農地を保全し、集落の機能を維持するためには、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であるとともに、農業を副業的に営む経営体や自給的農家が一定の役割を果たすことも踏まえ、地域の話し合いを基に、これらの者が農地の保全・管理を継続する取組を進める。集落機能の維持については、農業生産の維持のため、集落内外に存在する非農業者やNPO法人などの集落活動への参画などを推進する。それでもなお農地利用や集落機能の発揮のための取組が困難な地域においては、集落外から新規参入による農地利用や集落活動への参画を促すといった取組を行う。
- (5) 中山間地域における農業の継続
集落そのものの存続が困難になり、共同活動による農地保全や地域コミュニティの維持ができなくなる集落が増えることが予想される。そのため、農業生産活動の継続と集落機能の維持が必要と考えられる地域については、中山間地域への条件不利補正等の直接支払いを引き続き推進する。営農条件が悪く担い手もない農地においては、粗放的な管理や林地化等により、農地保全と環境保全を図る。農業生産を維持する場合には、通作での農業生産の維持、末端の農業インフラの保全管理を効果的に継続できるようにするための施策を講ずる。
- (6) 鳥獣被害の防止
鳥獣による農業や農村の生活環境への被害の防止のために、鳥獣の捕獲や侵入防止、生息環境管理に関する施策を講ずる。特に、捕獲等の強化に向けた人材育成・確保や新技術の活用、広域的な捕獲対策等を推進する。また、捕獲した鳥獣のジビエ等としての有効利用に必要な施設の整備や重要拡大などの取組も推進することにより、関係省庁・関係自治体と連携しつつ、持続性のある被害対策の実施体制を構築する。

第13回(R.5 4/14) 今後の施策の方向(環境)

- (1) 持続可能な農業の主流化
農業の持続的な発展に関する施策において、
- ① 全ての施策を通じ、環境負荷低減等に取り組むべきことから、各種支援の実施が環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提としていくこと
 - ② 有機農業の大幅な拡大、水田農業や畜産業における温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進
 - ③ 有機農産物の輸出の促進も視野に、有機農業の持続可能な農業のため、品種や機械などの技術開発、バイオマスやたい肥等の国内未利用資源の有効活用等の施策を講ずる。
- 加えて、アジアモンスーン地域における強靱で持続可能な農業・食料システム構築に向けて貢献する。さらに、人権やアニマルウェルフェアへの配慮等に適切に対応していく。
- (2) 食料供給以外での持続可能性
温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全など、地球的な環境課題に対応するため、食料供給との調和に配慮しつつ、
- ① 集落機能が失われ、地域での話し合いの結果、農業利用が困難と判断された農地の林地化
 - ② 国産バイオマス原料に関する需要サイドとの連携や研究開発といった取組などを推進する。農村部での再生可能エネルギーによる発電・熱利用を推進する。
- (3) 持続可能な食品産業
食品産業についても、食料システム全体で政策のグリーン化を進めるという観点から必要な施策を位置づける。具体的には、有機農産物の分別管理や履歴管理などの加工流通段階での取組、環境や人権に配慮した原材料の調達、食品産業における温室効果ガスの排出削減とともに、2030年度までの食品ロス量半減目標を着実に達成させるため、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、物流における納品期限(3分の1ルール、短いリードタイム)等の商慣習の見直しなどの施策を講ずる。
- (4) 消費者の環境や持続可能性の理解醸成
持続可能なフードチェーンを維持していくためには、そのために消費者が取り組むことができる行動や、持続可能性に配慮した食料生産はコストがかかることを、事業者が正しく消費者に伝達することを通じ、消費者に伝え、理解を醸成していくことが必要。食育の推進において、持続可能性の確保に向けた生産者の努力と工夫について、ラベルを含めた「見える化」等の取組を推進するなど、消費者への適切な情報提供のための施策を講ずる。

第14回(R.5 4/28) 今後の施策の方向(基本計画等)

1 食料・農業・農村基本計画、食料自給率の目標

(1) 基本法の基本理念と基本計画の「かい離

情勢の大幅な変化が生じた場合には基本法自体を見直すことで、食料・農業・農村政策の基本的な方向性を定めるといふ基本法の役割を維持するとともに、基本法に掲げる基本理念や方向性を実効性ある施策をもってできるようにするという基本計画の本来の性格を再確認すべき。

(2) 基本計画の見直し方向

基本法において、食料安全保障を、平時から国民一人一人に食料を届けることと位置付けた上で、平時からの食料安全保障を実現する観点から、基本計画については、現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的な施策、その施策の有効性を示すKPIの設定を行うよう見直す。また、これまでと同様、おおむね5年に1回、PDCAサイクルにより施策の見直し、KPIの検証を行う。例えば、

- ① 世界の食料供給能力
- ② 我が国の食料供給
- ③ 我が国の食品市場の動向及び消費者の信頼
- ④ 環境負荷を低減する持続可能な農業・食品産業
- ⑤ 個人レベルでの食料安全保障

といったテーマを設定し、それぞれのテーマについて指標を示しつつ、現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的な施策の検討、施策の評価を行う。

(3) 食料自給率目標について

基本計画の見直しに合わせ、

- ① 自給率目標は、国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の一つとし、
- ② 食料安全保障上の様々な課題を含め、課題の性質に応じ、新しい基本計画で整理される主要な課題に適した数値目標又は課題の内容に応じた目標も活用しながら、定期的に現状を検証する仕組みを設ける。

2 不測時における食料安全保障

(1) 食料安全保障確保体制のあり方

不測の事態の対応は、国民生活安定緊急措置法など、農林水産省以外の省庁による対応も含まれ得ることから、関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制のあり方の検討が必要。

その際、その体制を整備する法的根拠の有無や、体制を整備する基準についての検討が必要。

(2) 不測時に求められる措置の再検証

食料安全保障のリスクに応じ、様々な措置が考えうるところであるが、現在、不測時の対応の根拠となる国民生活安定緊急措置法や食糧法などで十分な対応を講じられるのか、必要な義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性等について、再度検証が必要。

第14回(R.5 4/28) 今後の施策の方向(基本計画等)

3 行政機関及び団体その他

(1) 農業者の経営管理の向上への努力

農業者の減少・高齢化が進行する中、一経営体あたりの経営耕地面積は拡大する傾向。また、それに伴い、雇用による労働力の確保や、生産性向上のためのスマート農業導入の一形態としての農作業のアウトソーシングが必要になることが想定される。

また、適正な価格形成、持続可能な農業の取組に向けては、生産のコストを消費者まで伝達することが必要。生産・加工・流通・小売等の各事業者を通じて、消費者までコスト構造を伝達するためには、フードバリューチェーンの起点である農業者自らが、コスト構造を把握し、説明できるようにすることが必要。これらのためにも、農業者の経営管理向上の努力が必要。

(2) 消費者の理解の必要性

消費者は、食料消費を通じ、食料の生産、加工、流通等のあり方に影響力を持つという観点から、引き続き、積極的な役割を果たすことが必要であるが、今日においては、食料安全保障に関するリスクの高まりや、持続可能な方法で生産された農産物や食品に対する理解など、食料に対する益々の理解が必要となっており、さらに食料、農業及び農村について正しく理解を深め、食料消費において積極的な役割を果たすことが期待される。

(3) 関係事業者の役割の明確化

現行基本法においては、農業者や食品産業の事業者について、法に定める基本理念の実現や国民に対する食料の供給が図られるよう努めなければならない旨が規定されている。一方で、

- ① 食料安全保障のために必要な、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成や、個人レベルでの食料安全保障の実現のために、生産・加工・流通・小売等の各事業者や、NPO等の果たす役割、
 - ② 近年、世界の食料供給に係る情勢が不安定となつてきていることを踏まえれば、食料だけでなく我が国の農業生産に必要不可欠な生産資材(その原料を含む。)の供給に携わる関係事業者の食料の安定供給に向けて果たす役割
- を踏まえ、これらの事業者等が果たす役割についても、基本法において明確化することを検討すべき。

(4) 団体の役割等

食料・農業・農村に関わる関係団体は、農業者・食品事業者等の経営発展、地域農業・農村の維持・発展を図る取組を後押しするといった役割を、適切かつ十分に果たしていくことが重要。また、その役割の発揮のため、地域の実情に応じて、団体間の連携の強化等を図ることが重要。

なお、土地改良区については、今後一層の人口減少・高齢化が進む中で、農業水利施設の保全管理など求められる機能を発揮するため、再編整備等を通じた運営体制の更なる強化が必要。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会「今後の展開方向」⑤

第14回(R.5 4/28) 今後の施策の方向(基本計画等)

(5)フードシステムを機能させるための団体の役割

これまで我が国の農業・食品産業団体は、農業者、土地改良、食品製造、卸売業、小売業、外食業など、同業者による水平的な組織が主流であったが、当部会で議論してきた課題解決のためには、以下のような垂直的な取組が不可欠。

- ① 適正な価格形成(コストの分布や動向といった状況を、生産、加工、流通、小売等といった需要者も含むフードチェーン全体で共有する)
- ② 需要に応じた生産(需要者は現場で求められているものを生産者に伝え、それを適切に加工・流通・販売していく)
- ③ 輸出促進(海外で求められる品質・規格や輸入規制に対応したものを生産し、販売者は生産情報を正しく伝達するなど、生産から販売まで一体となって海外でプロモーションをする)
- ④ 持続可能な農業・食品産業(持続可能な生産に取り組みにあたり、持続可能な生産にはコストがかかることを販売側で正しく伝達する)我が国においても、団体間の連携を推進するとともに、垂直的な取組を行う仕組みの可能性についての検討が必要。

現行基本法制定後の約20年間に於ける情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
 - ・ 世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
 - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰

● **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**

- **食料安全保障に関する国際的な議論：**

「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
- SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展

● **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**

- 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)
1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
- 輸入国としての影響力の低下：
 - 純輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
- 経済的理由による食品アクセスの問題(低所得層の増加)
- 価格形成機能の問題(20年以上にわたるアフレ下で安売りの常態化、サブライチチェーン全体を通じて食品価格を上げることを敬遠する意識)

● **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**

- 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
- 食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
- 国内の食市場の縮小
- 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))

● **農業者の減少と生産性を高める技術革新**

- 基幹的農業従事者：
 - ・ 240万人(2000年)→123万人(2022年)
 - ・ 60歳未満層が約2割(約25万人)(2022年)
- 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
- スマート農業・農業DXによる生産性向上

● **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**

- 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
- 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予測される課題

- **平時における食料安全保障**
 - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
 - ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
 - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
 - ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
 - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
 - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
 - ・ 自然減による農村人口の急減
 - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

基本理念

(1) **国民一人一人の食料安全保障の確立**

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

① **食料の安定供給のための総合的な取組**

国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

② **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**

買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

③ **海外市場も視野に入れた産業への転換**

農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

④ **適正な価格形成に向けた仕組みの構築**

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

(2) **環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換**

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるような環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

(3) **食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保**

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。

(4) **農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保**

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

2 食料に関する基本的施策

- **食料安全保障の定議を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築**
- **食品アクセス**
幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクや子ども食堂等の活動支援 等
- **適正な価格形成**
適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等
- **食品産業の持続的な発展**
・原料調達が多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、
・輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等
- **バリエーションの創出、新たな需要の開拓**
バリエーションやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等
- **食料消費施策・食品安全**
リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等
- **輸出施策**
輸産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等
- **輸入施策**
安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等
- **備蓄施策** 民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄
- **世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進**

4 農村に関する基本的施策

- **農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持**
- **末端の農業インフラの保全管理**
共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化 等
- **農村におけるビジネスの創出**
農山漁村券イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等
- **都市と農村の交流、農的関係人口の増加**
二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RMOの育成 等
- **多様な人材の活用による農村の機能の確保**
・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、
・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、
・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等
- **中山間地域における農業の継続**
・中山間地域等直接支私の引き継ぎの推進、
・営農を継続できない農地は、粗放的管理や林地化 等
- **鳥獣被害の防止** 人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等

3 農業に関する基本的施策

- **今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け**
・離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給
- **個人経営の経営発展の支援** 第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等
- **農業法人の経営基盤の強化等**
法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等
- **多様な経営人材の位置付け**
地域の話し合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う 等
- **農地の確保及び適正・有効利用** 農地の集積・集約化 等
- **需要に応じた生産** 小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等
- **農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化**
施設の集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等
- **人材の育成・確保**
雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等
- **スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上**
スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等
- **農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進**
知的財産の保護・活用の推進
GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進 等
- **経営安定対策の充実** 収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等
- **災害や気候変動への対応強化** 技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等
- **生産資材の国産化の推進等** 堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等
- **動植物防疫対策の強化** 水際対策の推進、飼養衛生管理の強化、水際防疫の徹底 等

5 環境に関する基本的施策

- **環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する**
- **みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める**
- **持続可能な農業の主流化**
・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等
- **食料供給以外での持続可能性**
農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進 等
- **持続可能な食品産業**
環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の高慣習の見直し 等
- **消費者の環境や持続可能性への理解醸成**
生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等

6 基本計画・食料自給率

- **平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し。**
- **現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。**
- **食料自給率は、国内生産と消費に關する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標を設定。**

7 不測時の食料安全保障

- **不測時に関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討する。**
- **不測時の食料の確保・配分に必要なた制約を伴う義務的措置やそれに關連する財政的な措置等の必要性について検討する。**